

福井の科学者

地域に根ざす科学者運動 **121**

2013・12

目 次

巻頭言

安倍政権の暴走と近づく軍国主義の足音

高木秀男 (1)

戦国の傭兵

―戦場をわたりあるく伊賀・甲賀の人びと―

長谷川裕子 (4)

「人権」をオスティナート風に

屋敷紘美 (11)

いま改めて 66 年前の日本国憲法制定過程を振り返る (第3回)

―憲法問題に無関心な若者たちはどれだけ事実を知っているだろうか―

高木秀男 (17)

「ゆきのした史料館」の存続を

田島伸浩 (25)

『新修彦根市史』・通史編「現代」発行中止問題について訴えます!

執筆者グループ (34)

編集後記

(37)

児玉 一八著

活断層上の欠陥原子炉 志賀原発 はたして福島は特別か

2013年4月刊行 定価2200円+税



シビアアクシデント

苛酷事故は能登で起こっていたかもしれない

原発の心臓部で次々と起こる事故。臨界事故は8年間も隠べい。

住民と科学者の調査で活断層の決定的証拠も！

原発問題に30年向き合ってきた経験から、原発のない日本をどう実現するかを提言。

東洋書店

科学と人間シリーズ

科学・技術者が自分の言葉で語りかける、人類が手にした科学・技術の真実。それはどのように発展し、人間社会に関わり、どこに向かうのか。2012年12月に刊行開始した迫力の新シリーズ。認知度、上昇中！

1 風力発電 挑戦から未来へ 原発事故後のエネルギー

松宮 輝 日本の風力エネルギー利用は、日本の風に乗った風車の運用にかかっている。不安定性を克服する技術と、風力技術を生かす制度改革について提示。 2200円+税

2 シビアアクシデントの脅威 科学的脱原発のすすめ

館野 淳 日本の全原発（軽水炉）はブレーキのない欠陥品、という科学者からの告発。「3.11」が単なる不運ではなかったことを、開発史から明らかにする。 2200円+税

3 放射能拡散予測システムSPEEDI なぜ活かされなかったか

佐藤康雄 巨額の費用をかけて開発され、住民保護の切札とされたシミュレーションシステムSPEEDI。活かすべき体制づくりの提言を携え、福島在住の気象研究者が立ちあがった。 2200円+税

4 観測がひらく不思議な宇宙

平林 久 観測技術の発展があったからこそ、宇宙観は劇的に変化した。半世紀にわたり日本の電波天文学と歩んだ著者が、その発展史と謎に立ち向かう総力観測の夢を語る。 2200円+税

続 6 アジアから鉄を変える 長井寿・守谷英明

刊 7 地震列島日本における原発(仮) 立石雅昭

目次

はじめに

第1章 運転開始以来、事故続発の志賀原発

—あわやシビアアクシデント直前まで

1-1 営業運転1年後から志賀1号機の心臓部(再循環ポンプ)で事故頻発 / 1-2 臨界事故を隠して2号機建設を強行 / 1-3 志賀1号機で続発する制御棒誤動作事故 / 1-4 事故分析が明らかにしたこと / 1-5 度重なる事故—福島原発事故につながる道

第2章 志賀原発の耐震安全性と活断層の問題

2-1 原発周辺の活断層はどうなっているか / 2-2 原発の耐震安全性問題 / 2-3 兵庫県南部地震(阪神大震災)と耐震設計審査指針 / 2-4 能登半島地震と中越沖地震の二つの地震で旧「指針」は破綻 / 2-5 原発の安全性問題での石川県・北陸電力とのたたかい / 2-6 住民運動と科学者の共同で富来川南岸断層を調査

第3章 まともな原子力防災計画もないまま運転開始

3-1 シビアアクシデントを想定しない原子力防災計画は「絵に描いた餅」 / 3-2 原子力防災訓練の監視行動が明らかにした問題点 / 3-3 住民運動の指摘を実証した福島原発事故 / 3-4 福島第一原発をふまえた「防災対策を重点的に充実すべき地域」の見直し

第4章 どのように能登に原発がつけられたのか

—原発に依存しない道

4-1 強引なやり方で志賀原発を建設 / 4-2 原発依存と地域崩壊 / 4-3 つくられた能登と加賀の格差 / 4-4 珠洲原発計画「白紙撤回」の意味するもの / 4-5 能登再興の道はどこにあるのか

第5章 原発事故後、福島県での現地調査にとりくんで

5-1 事故から1年1カ月の福島を訪ねて / 5-2 福島県での空間線量率の測定 / 5-3 福島県の被害の状況と今後の課題 / 5-4 原発労働者の状況、東電・自治体などの動き / 5-5 漁業被害の状況—豊かな海が死んでしまった / 5-6 福島を再訪して

第6章 原発のない日本へ—私の歩みをふりかえりつつ

6-1 大阪万博と原発—澄んだ海とアメフラシ / 6-2 大学から大学院時代—放射性同位体を使った研究、日本科学者会議「4総学」での出会い / 6-3 住民運動に参加—いかに小さな事故も見逃さない / 6-4 原発の持つ危険を歴史の中からつかむ / 6-5 原発ゼロを実現するために、どんなことが必要か / 6-6 原発のない日本へ向かって—国のあり方が問われる課題

あとがき

株式会社 東洋書店

☎162-0805 東京都新宿区矢来町97 TEL03-3269-2961 FAX03-3269-2110

URL : <http://www.toyoshoten.co.jp/>

巻頭言

安倍政権の暴走と近づく軍国主義の足音

高木 秀 男 (日本科学者会議福井支部)

2013年9月21日、陸上自衛隊鯖江駐屯地の創立50周年を名目に、福井市の中心市街地で同駐屯地の郷右近晃司令や東村新一福井市長ら多数の来賓が観閲する中、陸海空軍の合同武装軍事パレードが行なわれた。参集したのは鯖江駐屯地だけではなく、滋賀県の今津駐屯地の第10戦車大隊、京都府の舞鶴航空基地の第23航空隊、石川県小松基地のほか愛知県や岐阜県などからも参加した。

空からは航空自衛隊のF15戦闘機や陸上自衛隊の対戦車ヘリコプターなど12機が観閲飛行し、市中では戦争中も使われた陸軍分列行進曲が流れる中、装甲車や地対空誘導弾パトリオットの発射機を搭載した車両など40台、武器を持った自衛隊員130名が行進した。

なお県平和委員会の南條光麿事務局長らは、この軍事パレードや飛行について鯖江駐屯地、県、鯖江・福井市両市に中止を申し入れていた。また社民党福井県連合も郷右近晃司令に軍事パレードの中止を申し入れ、公開質問状を送ったという。福井県の平和委員会や民医連、日本年金者組合、日本共産党などは、武装軍事パレードの当日、「騒音と封鎖の軍事パレード反対」と記した横断幕や、「武装パレードに抗議する」と書いたプラカードをもって抗議した。

それに対し、翌日の『福井新聞』は「陸海空の自衛隊堂々 福井市街で行進」の見出しで伝え、「武装パレードを観衆は拍手で迎え、福井市の男性は『これだけ一度に自衛隊の車両を見るのは初めて、頼もしく感じた』と笑顔で話した」と報じた。観衆の中には抗議の人々もいたことにはまったく触れられていない。

YouTubeに投稿された軍事パレードを映したあるビデオ映像をみたところ、確かに拍手をしている人はいたが、それは来賓や主催者が動員した人々であった。いま「憲法改正」をめぐる、憲法9条や自衛隊の問題が大きな論議になっているのに、『福井新聞』の記事は、権力を監視するジャーナリズムの使命を忘れた自衛隊の提灯持ち以外の何物でもなかった。

国会での与党自民公明の絶対多数を背景に、いま憲法改悪・秘密保護法の制定・「アベノミクス」・TPP推進・消費税の増税など安倍内閣の暴走が始まっている。「アベノミクス」は、巨額の財政赤字を積み重ねてきた自民党の古い経済政策を継承したもので、失敗が約束された政策に過ぎない。そのうえ庶民から税金を吸い上げる仕組みの消費税をさらに上げ、内部留保をため込んでいる大企業には減税するというのだからお里が知れている。東京オリンピックの開催決定で一時的に国民の目をそらすことができても、行き着く先は日本国債の大暴落で、そのつけは庶民に回ってくるのは必定である。

危険なのは安倍内閣の経済政策だけではない。憲法を改悪し歴史を逆転させようと目論む安倍総理は、マスメディアの幹部を高級料亭などにつぎつぎと招待して取り込み、テレビ・新聞などを使って情報を操作して世論を誘導している。ちなみに福井新聞社の吉田真土社長も招待されている。現行日本国憲法を攻撃する自民党の主たる目的が、憲法九条を改訂し日本を戦争のできる国にしようとするにあることは明白である。しかし自民党の憲法改正草案(2012年4月27日決定)を詳しくみみると、けっし

てそれだけにとどまらず、憲法の国民主権・絶対平和主義・基本的人権の保障という基本理念および立憲主義を敵視し、その全面改悪をめざしていることがわかる。そのことは自民党憲法改正草案の前文が全面的に改悪されていることに象徴的に表れている。憲法前文は各条文の単なる前書きではなく、日本国憲法制定の目的と基本理念を示した重要な部分である。

自民党は憲法改悪を目論むだけでなく、政治の逆行にむけて様々な悪法を準備している。国民の知る権利を制限する「秘密保護法案」もその一つであり、すでに多くの団体・人びとからその危険性が指摘されている（次ページに日本国民救援会の出した声明を資料として掲げておく）。「国家の秘密」を守る法律は、国家公務員法等、自衛隊法、日米相互防衛協定、日米安保条約にもとづく刑事特別法など、いまでもたくさんある。だが「秘密保護法案」（特定秘密の保護に関する法律案）がいう「特定秘密」には、事実上限定がない。またこの秘密を扱う公務員や民間人の「適正」を検査するために、思想などの「調査」をするとしているが、この調査の範囲にも限定がない。

この法案はまさに安倍政権がめざしている「自民党・憲法改正草案」による改憲の先取りであり、米軍の指揮下で自衛隊が戦争できるようにするためにアメリカの要求から出されたものである。また国家権力の行使を制限する憲法の原理からみても、この法案には次のような重大な問題がある。第一に国民の「知る権利」を制限し、国民による行政のチェックができなくなる。第二に思想の自由やプライバシーの権利が侵害され、国民監視が強められる。第三に言論活動を萎縮させ、国民の切実な要求から出発した様々な運動に対する弾圧に利用される危険がある。

日本科学者会議東京支部武蔵野通研分会も

10月1日、「秘密保護法に対する抗議声明」を発表した（その全文は『新しい風』501号（2013年10月）に掲載）。その中で、①秘密保護法は軍事国家を作る一環であり、日本国憲法の精神に反する。②国民の知る権利を侵害し、国民弾圧に利用される危険性が高い。③大学や民間企業の事業所や研究所の研究も特定秘密に指定され、研究の自由が侵される危険性があると指摘している。

特に科学者として見逃せない③の危険性について、次のように説明している。「秘密保全のための法制の在り方について（有識者会議報告書）」は、「秘密の作成又は取得の主体」として国の行政機関、独立法人等、地方公共団体に加えて、民間事業者・大学をあげている。「行政機関から事業委託を受ける場合には」当該事業において作成・取得される情報は行政機関等が自ら作成・取得する情報と同一視し得る、としている。最近な例でいえば、原発の過酷事故に関わる情報や研究なども、場合によっては対象とされることを危惧する声が起きている。研究者・技術者が適正評価の対象となり、家族を含めて身辺を調査される事態も予想される。研究所の職場に官憲の目がそそがれ、研究成果の発表や自由な討論が阻害される危険性を危惧せざるをえない。

今後ますます安倍軍国主義内閣の暴走が強まることが予想されるだけに、科学者・知識人の社会的責任は重い。

＝資料＝ 政府に都合の悪い情報を隠す「秘密保全法」に強く反対する

2013年9月7日 日本国民救援会

安倍政権は9月3日、秘密保全法案（「特定秘密の保護に関する法律案」）の概要を公表しました。概要では、「我が国の安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要なもの」を、①防衛、②外交、③外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止、④テロ活動防止の4分野について、行政機関の長が、「特定秘密」として指定し、その秘密を漏らしたり、不正に入手したものに重罰（最高懲役10年）を科すという内容です。

この法案は、日本国憲法で保障された基本的人権を侵害する治安立法であり、「公益・公の秩序」によって基本的人権を制限する自民党の「日本国憲法草案」の先取りです。国民救援会は秘密保全法案の制定に強く反対します。

その理由は、第一に、「知る権利」を制限し、国民が行政をチェックできなくなります。

主権者である国民が、行政を監視するために、情報公開法がつくられました。いま求められているのは、いっそうの情報公開であり、今回の法案はそれに逆行します。いまでも、オスプレイなど米軍基地などに関わる情報が大幅に秘匿され、TPP交渉は秘密裏にすすめられています。法律ができれば、国民の暮らしや平和にとって重要な情報がさらに隠されてしまい、国民が行政をチェックすることができなくなってしまいます。その一方で、行政の都合のいい情報だけが垂れ流され、戦前の「大本営発表」のように国の言い分のみを信じ込まされることとなります。

第二に、思想の自由やプライバシーの権利が侵害され、国民監視がすすみます。

法案では、「特定秘密」を取扱うもの（行政機関の職員、契約業者の役職員、そして都道府県警察の職員）の適正を評価するために、思想や病気など個人のプライバシー情報を本人同意

の上、本人、その関係者に質問し、公私の団体に照会し、調査することができるとしています。この調査は、思想の自由やプライバシーの権利を侵害するものです。さらに、自衛隊情報保全隊の情報収集活動のように、調査する側の一方的判断で、その対象は際限なく広がってしまい、国民監視が強まります。

第三に、言論活動を萎縮させ、国民の運動の弾圧に利用されます。

法案では、「特定秘密」を過失で漏えいしたり、情報を持っている人から「不正」に情報を得たり、情報を出すように「教唆・煽動」したりすることが処罰されます。これでは「広報」を通さない、マスコミ独自取材が「不正」とされたり、さまざまな手段で国の情報公開を求める市民団体の活動も処罰の対象とされ、弾圧されるおそれがあります。

また、一般国民も、何が「特定秘密」かわからないために、知らない間に「特定秘密」にアクセスしてしまい、逮捕される危険があります。戦前、軍の情報を秘密とした軍機保護法のもと、あるタンカーの乗組員が航行の思い出にと日記に書き留めたことが、「軍事秘密の探知・収集」として罰せられるようなことも起きています。

この法案の狙いは、アメリカとともに戦争をするために、軍事機密などの情報をアメリカと共有するためです。また、消費税増税や原発再稼働、TPP参加など、国民にとって重要な課題で、政府に都合の悪い情報を隠し、悪政を推進することが狙いです。1928年に創立され85年間、人権と民主主義を守って運動をすすめてきた日本国民救援会は、重要な情報が隠され、侵略戦争に突きすすんだ、あの戦前の暗黒時代を繰り返させないためにも、秘密保全法案に強く反対するものです。

戦国の傭兵 －戦場をわたりあるく伊賀・甲賀の人びと－

長谷川 裕 子 (福井大学教育地域科学部)

はじめに

東国は享徳3年(1454)に始まる享徳の乱、西国は応仁1年(1467)に始まる応仁の乱を境に、鎌倉・京都に居住していた武家勢が自身の所領に在国したことで、内乱は列島全域にわたって展開することとなる。この戦国の動乱のなかで、地域の平和・安全を保障する領域権力が形成されてくる。その一つは、戦国大名に代表される「家」権力である。戦国大名は、領域内の人と土地を排他的に支配する領国を形成し、一元的主従関係の元に形成された戦国期「家中」によって推戴された唯一絶対の公権力として、領国内のあらゆる紛争解決を担っていく。一方、突出した「家」権力が形成されない地域においては、地域内の有力者が横に結合して「惣国一揆」権力を形成する。地域の紛争解決や他所からの侵入を防ぐという同一目的のもとに結集した一揆は、寄合と掟によって参加者の行動を規定し、「家」権力と同様に領域権力として領内の平和維持に奔走した。

戦国内乱も末期になると、戦国大名領国が広域化するなかで、最終的に戦国大名領国の周縁部に、帯状に紛争地帯が残存することとなる。紛争地帯の村々は、複数の勢力に乱入され、年貢等を二重に取られないようにするために、半分ずつ年貢を納入する「半済」「半手」といった方法により、諸勢力との間に平和の合意を取り結んでいたが、その合意も、紛争地帯の諸勢力がそれぞれに従属する戦国大名を後ろ盾に頼むことによって崩壊する。その結果、戦国最末期には、国郡境付近に所在する諸勢力に委託を受けた戦国大名同士の全面戦争が、「帯」とし

て残存していた地域を「線」にする動きとして展開することとなった。いわゆる「国郡境目相論」といわれる事態であるが、そのなかで、戦国大名領国の形成されなかった空白地帯に形成された「惣国一揆」に対しても、従属か味方表明かがもとめられることとなる。

結果的に、多くは戦国大名権力と「惣国一揆」権力との対決に至るが、その際に、突出した存在を推戴しない「惣国一揆」がどのような軍事動員を行っていたのか、また「惣国一揆」領国の平和を維持するために、どのように行動していたのかという点については、それほど明らかにされていない。そこで、本稿では、伊賀惣国一揆と甲賀郡中惣を事例に、「惣国一揆」の軍事動員と平和維持の方法について検討し、「家」権力とは異なる「惣国一揆」権力の特質について考えてみたい。

1. 「惣国一揆」の戦争

戦国大名の軍隊および軍事動員については、近年の戦国大名研究のなかでかなり明らかにされてきている。戦国大名の軍隊は、所領・給分を与えられた正規の家臣による常備軍と、大名に家臣化していない地域の「侍」衆による戦時の臨時動員軍、さらには応仁の乱以降に各地に出現した「足軽」と呼ばれた傭兵軍から編成されていた。戦国大名は、他国大名との全面戦争において、領国全域に対して軍事動員令を発令する。その際、「陣役致さざる者」、すなわち大名に家臣化していない「侍・凡下」を対象に、地域の村々に居住しながら大名の家臣となっていた在郷被官を通じて動員がかけられたが、そ

れに応じたのは「足軽衆」「一揆衆」「郷人」と称された者たちであった(「吉田系図」『戦国遺文後北条氏編』1793号など)。このような、臨時的に動員される地域の「侍」衆は、村が地域防衛の際に発動する村の武力の主力部隊であり、その意味で戦国大名は、領国存亡の危機に際して村の武力をも動員する軍事体制を敷いていたといえる。

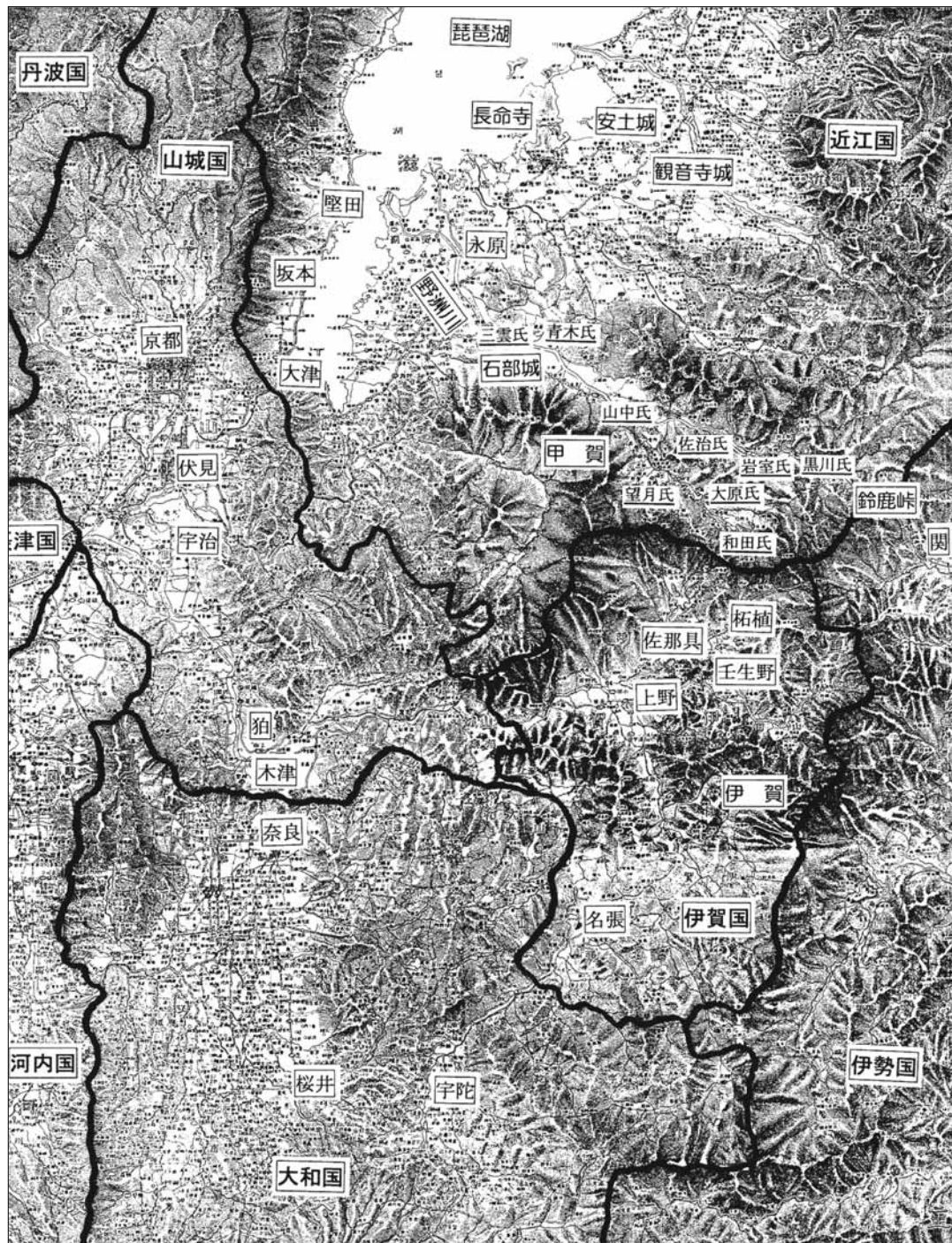
一方で、「惣国一揆」の軍事動員はどのようなものであったのだろうか。伊賀惣国一揆の事例でみてみよう。次頁にあげた地図からわかるように、伊賀惣国は大和国・山城国・近江国・伊勢国と国境を接する場所にあり、畿内と東国を結ぶ交通の要地にあった。そのため、応仁の乱以降、特に南山城や大和からの軍勢侵入を防ぐ目的で、伊賀惣国一揆の軍事体制は構築されていく。それを示す「伊賀惣国一揆掟書写」(「山中文書」386号『中世法制史料集』第5巻)は、おそらくは大和から侵入してくる三好・松永氏の軍勢から一揆領域を防衛するために、領域全域に対して発令された動員令である。この史料からは、次のような惣国一揆の軍事体制が明らかとなる。

- ①領内の危機に際しては、「惣国一味同心」に他国の侵入を防ぐこと。またその際には、「上は五十、下は十七をかぎり在陣」すべきことを定めるなど、領内居住者全員の参加を原則としていたこと。
 - ②緊急事態においては、「里々鐘を鳴らし」たらすぐに在陣し、「武者大将を指定」して「惣」(村)はその指示に従うように定められていたこと。
 - ③在陣にあたっては、「兵糧・矢盾」を持参し、戦乱が長引く場合には交替で在陣すること。
 - ④領内の足軽(侍衆)は、国境付近に他国より城を作るなど、忠節を果たすこと。
- このように、惣国一揆の危機においては、領

国内の人びとが等しく在陣するという臨戦態勢をとっていたこと、また在陣に際しては兵糧や武器を持参することが、特徴としてうかがえる。この点を戦国大名北条氏の動員体制と比較してみると、「家」権力と「惣国一揆」権力との動員体制に若干の相違点が浮かび上がる。

戦国大名北条氏は、国境地域の最前線の村に対しては、「足軽衆は申すに及ばず、地下人までことごとく」というように、すべての村人を対象に動員をかけていたが、一方で国境から離れた領国内部の村に対しては、村に居住する15才から70才までの男の数と所持する武器についての調査を行った上で、村の貫高(年貢賦課の基準となる銭高)に応じた人数・日数のみ動員するという、限定されたものであった。国境付近と領国内部という二段構えの動員体制を敷いた戦国大名に対して、「惣国一揆」の動員は、戦国大名における国境付近の動員体制を全領域に敷いていたということである。常に領域全体を等しく軍事的最前線と位置づけるこのような郷土防衛体制が、一揆の平等性を基礎とした動員体制の特徴であったといえよう。また、武器を持参するという点は戦国大名も「惣国一揆」も同じであるが、食料をも持参しなければならなかった「惣国一揆」領国に対し、戦国大名領国では、兵糧は城詰米など、備蓄された村からの年貢から基本的には賄われていた。これは、戦国大名家という突出した「家」のもとに、領国内の土地が集約されているために可能となったことである。しかし、地域有力者の横並びの一揆にあつては、錯綜した土地所有体制のもと、統一された税制が確立していない状況のなかで、危機的状況を想定した兵糧備蓄体制は整っていなかったと想定される。そのために、危機に応じて兵糧を自弁する必要性があったのだろう。

では、その「惣国一揆」の動員を支えた人びとは、どのような身分階層から構成されていた



のか、先にみた「伊賀惣国一揆掟書写」にみえるように、「惣国一揆」の軍事体制の中心となったのは、「惣国諸侍」「当国の諸侍」と記された

地域の有力者である。彼らは、「伊賀国四郡の諸侍六十六人」(『勢州軍記』『続群書類従』第21輯上) などと呼ばれた人びとであり、その

配下には「被官衆」を従えて行動していた。この「侍」と「被官」は、戦国大名領国における家臣とその被官組織に相当する。一方、「侍」と区別されて記されている「足軽」は、「他国に行きそうろうてさえ城を取る」と述べられていることから、平常時は他国の権力のもとで軍事行動に参加していた伊賀の百姓衆であったと考えられる。「伊賀惣国一揆掟書」には、「当国の諸侍又はあしかる(足軽)に寄らず、三好方へ奉公に出らるまじくそうろう事」とあることから、「諸侍」と「足軽」は日常的に他勢力に「奉公」していたことがうかがえる。したがって、「惣国一揆」の防衛体制は、こうした平常時には他国での軍事行動に従事していた者の帰国を期待して構築されたものであったといえよう。

2. 「伊賀衆」「甲賀衆」の他国奉公

それでは、「惣国一揆」の「諸侍」や「足軽」による他国での「奉公」とはどのようなものであったのだろうか。まず、「足軽」衆について、伊賀・甲賀を事例にみてみよう。

永禄3年(1560)、南近江の戦国大名六角氏との同盟関係を破棄した北近江の浅井氏は、来るべき六角氏との戦争に備えて、「約銭」を用いて「伊賀衆」を雇い入れている(『飯福寺文書』『東浅井郡志』第4巻)。そして実際に、永禄4年の太尾城での合戦において「伊賀衆」が小谷城からの加勢として差し向けられている(『嶋記録』『改訂近江国坂田郡志』第8巻)。また、駿河・遠江国の戦国大名今川氏は、「甲賀衆」に「配分」となる所領を与えている(『臨濟寺文書』『静岡県史』資料編7中世三)。「甲賀衆」は足利義輝・細川晴元の軍勢や、織田信長に対抗した三好三人衆の軍勢にも加わっていたことがうかがわれることから(『厳助往来記)、「伊賀衆」同様に、戦場での武力奉公を見込んでの所領給与であろう。このように、伊賀・甲賀の

「足軽」衆は、「衆」として戦国大名などと契約し、金銭を与えられて軍事奉公をする一種の傭兵であったと捉えられる。

そして、その軍事奉公の内容は最前線への動員であった。今川氏領国では、新たに雇われた他国牢人が戦場で働くために、「伊賀甲賀の足軽」が配下につけられている。しかも、この他国牢人が動員された場所は、いわゆる国郡境目という領国の最前線ばかりであった。「家」権力に雇われた「惣国一揆」の足軽衆は、戦国大名に家臣化した「侍」のもとで最前線の戦場で軍事奉公していたことがわかる。

一方、「諸侍」の場合はどうであろうか。伊賀惣国一揆の隣国で、伊賀とも同盟関係を結んでいた甲賀郡中惣の事例でみると、永禄11年(1568)、織田信長が足利義昭を奉じて上洛する五ヶ月前に、通り道となる甲賀の諸侍が信長に対して敵対心がないことを表明している(『大野与右衛門氏所蔵文書』『織田信長文書の研究』87号)。その際に信長への使者に立ったのが、富野氏であった。富野氏は、甲賀諸侍のうち佐治氏の一族であったが、同じ佐治氏一族の伊佐野氏は、これ以前に甲賀から知多半島の大野に移住し、しかも信長の妹を娶り、信長との姻戚関係を結んでいたのである。そして、佐治氏一族の富野氏を使者に立てた直後には、甲賀在住の佐治氏当主が信長から知行宛りを受けている(『佐治家乗』『織田信長文書の研究』88号)。

こうした一連の動きをみると、他国に移住し、他勢力との被官関係を結んだ一族を通じて信長の動きをいち早く察知した佐治氏が「甲賀諸侍」の交渉の窓口に立つことで、信長の侵攻の際の混乱を避けようとしていたことがわかる。さらに、信長からの返事は、これも甲賀郡和田出身で、足利義昭・織田信長に仕えた和田惟政から甲賀に伝えられているのである。このよう

に、諸国の情勢が、各地に配置された甲賀諸侍の一族のネットワークを通じてもたらされ、それが甲賀郡中惣の行動を決定づけていたことを知りうる。

では、他国奉公者と甲賀諸侍とは、どのようにして関係を維持していたのか。織田信長の家臣となった滝川一益は、近江国甲賀郡の大原櫛野出身の大原氏一族であった。一益は、信長の家臣となった後も、大原氏一族と連絡をとり、大原氏が抱えていた地域紛争の解決策を提案している（「田堵野大原家文書」）。しかもその際には、「大原瀧川」と名乗っているのである。信長の家臣としては滝川を名乗っていた一益が、大原氏一族としての意識を持ち続けたことの表れであるといえよう。さらに、一益がその解決策を提案した時は信長軍として在陣中であった。出陣中でも情報を得られるほど頻繁なやりとりをしていたことがうかがえるとともに、帰陣したら「拙者も直にその地に走り参ることを約束していることから、一益自身が甲賀に戻ることもありえたのである。このように、甲賀諸侍の他国への被官化は、他国の「家」権力側にとっては他国進出の折衝・案内役や、足軽雇用のための回路として機能し、逆に「惣国一揆」側にとっては情報の入手や他勢力に侵攻されない状況を事前に作り出すことを促したものと考えられる。

3. 「平和」の崩壊と一揆の形成

「惣国一揆」の他国奉公が、他勢力との紛争を抑止するために働いていたとすれば、それがどの程度の範囲に広がっていたのが問題となるだろう。この点についても甲賀郡中惣の事例で確認してみると、それは畿内を中心に主に東海・東国に展開していたことがわかる。動向が確認できる主な諸侍を例にあげると、

山中氏：六角高頼→足利義材→六角義賢・義

治→浅井長政

佐治氏：六角高頼→足利義植→六角義賢・義

治→織田信長

岩室氏：足利義尚→足利義輝→織田信長

多喜氏：六角高頼／京極政高

三雲氏：足利義尹→足利義晴→六角定頼・義賢・義治

山上氏：北条氏政・氏直→徳川家康

青木氏：松平清康→徳川家康

などである。

江戸時代に「甲賀古土」の由緒を主張した甲賀諸侍は、長享1年（1487）に始まる將軍足利義尚による六角氏征伐の際、六角高頼方に味方した諸侍が53人おり、うち21人が軍功をあげたとして、それが江戸時代の甲賀衆の由緒となっていく。そのため、甲賀衆の多くは、はじめは六角高頼に被官化していた者が多くみられるが、このうち多喜氏一族の一部は將軍方に味方したり、また六角氏征伐に先立つ応仁の乱の時に六角高頼方と京極政高方に分裂した多喜氏の例などもみられる。その後の被官関係の展開も、各甲賀諸侍によってさまざまであり、なかには関東の北条氏や東海の徳川氏に被官化した者も確認できる。特に青木氏は、一説によれば娘が松平清康に嫁ぎ徳川家康の父広忠を産んだとされ、先にみた佐治氏のように、戦国大名家と婚姻関係を結んだ甲賀諸侍もいたことは特筆される。それほど深く、他国衆の家臣として組み込まれたことの表れであるが、その青木氏も、後には子供のうちの一人を徳川家臣として残して甲賀に帰住しているのである。

したがって、甲賀全体からみると、散りがかり的に結ばれた他国被官化関係は相当に流動的であり、状況や時期に応じて必要となる関係が選択された結果であったととらえられよう。同族内部で別々の権力と結びつくような、同族内部の分裂状況も、実際は一族の生き残りとして

選択されていた可能性もある。そして、各諸氏の一族が広範に配置されることでつくられるネットワークは、被官や傭兵として他国勢に軍勢動員されることを通じて、逆に甲賀郡としてはあらゆる勢力と敵対しない中立地帯を創出することに寄与したといえる。つまり、甲賀郡内の平和・安全を維持するために、領内の危機的状況以外の平常時には他国へ奉公していたものと考えられるのである。他国に侵入せず、もっぱら防衛体制を整えることで領域「平和」を確保しようとした「惣国一揆」権力は、平常時の他国への軍勢派遣というかたちでそれを実現しようとしていたといえよう。

しかし、列島統一過程のなかで、「国郡境目相論」が最終段階に進むと、こうした中立を表明することは許されなくなってくる。列島統一をめざす「家」権力は、中立地帯へも侵攻してくる。甲賀や伊賀の「平和」が崩壊したのも、まさにこの過程でのことであった。

永禄11年の織田信長上洛戦において信長に味方した甲賀諸侍であったが、信長上洛戦で敗戦した六角氏が甲賀に逃げてきたことにより状況が一変する。信長とともに上洛して将軍となった足利義昭と信長とが不仲になると、義昭の呼びかけにより「信長包囲網」が形成される。しかし、天正1年(1573)7月に義昭が京都から追放され、また信長包囲網の一翼を担っていた朝倉・浅井両氏が滅亡すると、六角氏が逃げ込んでいた甲賀に、信長の目が向けられるようになる。そうした危機的状況に直面した甲賀郡中惣は、伊賀惣国一揆との同盟を再び強化すると同時に、諸国に散らばっていた甲賀衆を結集させるべく「足軽停止」を命令する(「山中文書」419号)。「足軽停止」は、平常時には「平和」維持のために推奨されていた「諸侍」「足軽」の他国奉公を停止することを意味する。この命令が、まさに信長が侵攻するという領域

の危機に際して発令されているのである。他勢力との関係づくりよりも防衛のための兵士が必要とされた、ということであろう。「国郡境目相論」の展開による中立の揺らぎが、それまでの「平和」維持のための方法を転換させたのである。ここに、諸方面への奉公による「開かれた」中立地帯と、他国奉公を切断した住民の郷土防衛による「閉じられた」一揆領国という、「惣国一揆」権力における「平和」維持の二つの側面が確認できよう。

おわりに

甲賀郡中惣が「足軽停止」を命じても、すべての他国奉公衆が戻ってきたわけではなかった。特に、滝川一益や和田惟政など、大名家臣として揺るぎない地位を得ていた者は、それを捨ててまで郷土防衛のために戻ってくるとは考えがたい。したがって、呼び戻せた軍勢は、結果として他勢力との結びつきがさほど強くない者に限定されたと推測されるが、重要なのはこの呼びかけに応じて甲賀に結集した者たちとの間に再び郷土防衛のための一揆を結ぶという点にあった。つまり、戻れなかった者たちを甲賀郡中惣の一揆から排除することにより、それまではさまざまな勢力と結びついていた甲賀の諸侍を、郷土防衛という共通の目的のもとに結集させ、再び甲賀郡中惣の臨戦態勢を整えようとしたのである。領域内の「平和」維持を目的とした「惣国一揆」は、「平和」が崩壊するなかで強固な結合として現出するものであったといえよう。

信長との対決を覚悟した甲賀諸侍は、その後天正2年(1574)信長と和睦し、六角氏が籠もる石部城を退去することで、郡中滅亡の危機を乗り越える。信長と和睦したことで、甲賀諸侍は基本的には信長、そして豊臣秀吉の軍勢に動員されていくことになるが、天正13年

(1586)に突然秀吉によって改易させられてしまう。のちに「甲賀ゆれ」といわれるこの出来事の後、甲賀に居住する諸侍衆の多くは、そのまま甲賀の地にとどまり、百姓身分となってゆく。しかしその後も、他国奉公の末に他勢力の家臣となった甲賀諸侍との間の関係は継続していた。

例えば、足利義昭に仕え、後に信長の家臣となった和田惟政の子惟長は、父の没後、信長・秀吉、そして徳川家康に仕えたが(『寛永諸家系図伝』)、一方で和田氏の出身地の近隣で発生した村落間相論の裁定を行い、血判を加えている(「牛飼共有文書」)。また、六角氏に仕え、その滅亡後は柴田勝家・丹羽長秀に仕えて、後に秀吉の右筆となった山中長俊は、最終的に京都に居住することとなるが、その京都から山中与右衛門という者の山中氏一族入りを斡旋し、自らも山中氏一族の一員として署判を加えている(「山中信忠氏所蔵文書」)。このように、他国において、大名権力に奉公しつつも、郷土の諸問題と無関係ではなかったのである。もちろん、他国奉公衆のなかには、まったく郷土との関係を断ちきった者もいたであろう。しかし、逆に帰る場所があることが、「惣国一揆」諸侍の他国奉公を促進した面もあつたのではなかろうか。それゆえに、甲賀においては、「同名中」という甲賀諸侍の一族組織が江戸時代を通じて継承されていくのであろう。「惣国一揆」権力は、列島統一過程で「家」権力によって解体されるが、人と人とのつながりは、その後も解体されずに残っていったのである。

「人権」をオスティナート風に

屋敷 紘 美 (九条の会・ふくい)

まえがき

忘れられない衝撃がある。数年前のことだ。僕らの世代にとっては近づきたい、若い人たちの歌手グループ AKB48 のメンバーの某嬢が髪を切って丸坊主になったというニュースに接した時だ。理由は、ご法度である「恋愛事件」を起こしてグループから排除されそうになって、その詫び証文替わりらしいというのである。最近の女性の「髪」に対する価値観はわからないが、歴史的に日本文化のなかでは少なくとも「世間を降りる」位の重大な決意なくしてはできないことではなかったか。そうだとすれば、彼女の行動はグループに居残ることがそれを上回る価値があると、彼女が認めたことを証しているのだろう。そもそも恋愛がグループから排除される条件になること自体理不尽なら、それを承認する少女たちの世界もまた異常というほかない。まして、彼女たちを指導管理しているであろう大人たちの主導あるいは黙認があるとするなら、事はさらに重大ではないのか。基本的人権や、個人の尊重が日本国憲法に書き込まれて68年が経過して、人権が声高に叫ばれる一方、身近なコミュニティでは意識されずに人権無視が罷り通ったり、自己抑制が日常化している。非妥協的な、硬質の人権意識が必要だということではない。自分のコアにあたるものは何か、対面する他者のそれは何かを自覚し、尊重することが、憲法の希求する人権ではないのかと思う。

この数年、人権を「わがまま」と切り捨てようとする日本社会の閉塞状況を、むしろ公認するような政治的動きも顕在化し始めている。昨年末自民党が政権を握り、その改憲草案がにわ

かに脚光をあびる進みゆきになり、今年の選挙で安定多数を確保した安倍首相のテンションの高い改憲論は急激に現実味を帯びてきた。

1. 憲法第13条の「個人」は「人」と同義か
戦後を呼吸してきた者として原理的に見逃さないことがある。第13条の改変である。

「すべての国民は、個人として尊重される。(下線は筆者、以下同じ) 生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

歴史的にみても「個人の(自由の)尊重」は、人間社会にあつて最も大切な価値であつて、立憲主義はこの個人の自由を守ることを目的にしていて、「国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とされている。

渋谷秀樹氏は彼の著作¹⁾の中で、「個人の自由を尊重するためには生命や身体の自由を尊重するのはもちろんのこと、人がそれぞれの価値観を持ち、その価値観に基づいて行動し、生活する自由も保障されなくてはなりません」と述べている。

ところが、自民党改憲案では「全ての国民は、人として尊重される。」としている。「個人」と「人」ではどこが違うのだろうか。少し深読みになるかもしれないが、

個人・・・国家もしくは社会集団に対置する存在。「個人が構成する社会」という立場。

人・・・国家若しくは社会集団を構成する存在。「社会の中の人」という立場。

と理解したい。社会に優位する個人と、社会の中の人というニュアンスの違いは、個人を社会の上に置く立場と、社会の下に置く立場の違いとして現れるはずである。天賦人權説を基本に置く現憲法と、それを否定して国家・社会に従う人を想定する自民改憲案の立ち位置の違いを想起すれば理解しやすい。

「自分がそれだけの個性を尊重し得るように、社会から許されるならば、他人に対しても其個性を認めて、彼らの傾向を尊重するのが理の当然になって来るでしょう。・・・自分は天性右を向いているから、彼奴らが左を向いているのは怪しからんといふのは不都合じゃないかと思ふのです。」(夏目漱石²⁾)

明治の人、漱石の「個人主義」は戦後憲法の13条の先駆けと言えるのではないだろうか。

2. プレヒト作「ガリレオの生涯」について

プレヒト (1898～1956) は周知のとおり、ドイツの劇作家で、戦後最も影響力を持った演劇界の巨匠である。彼は20世紀の実相や深層を探り続け作品化したと評価されている。彼の作品「ガリレオの生涯」³⁾は1938年に執筆された。この作品から読み取れるものは何か。

ガリレオ (1564～1642) はシェークスピアと同年で、時代はルネッサンス、宗教改革、地理上の発見の後を受けた近代の夜明けにあたる時期だ。彼の歴史的役割は「天動説」から「地動説」への転換を実証することを通して、それまで「神の摂理」が支配した世界を「自然の摂理」で理解する端緒を切り開いたことである。

「ガリレオの時代は、資本主義と個人主義と民主主義の『近代』の揺籃期でもあった。科学と文化が人類の生活と時代の進歩に役立つと信じられる時代の始まりだった。」

(訳者谷川道子 解説から)

劇中の言葉をいくつか拾ってみる。

「もうすぐ人類は、自分たちの住み処、われわれが住んでいるこの天体についても、わかるようになる。・・・何千年の間『信仰』が鎮座していたところを、いまや『疑い』が占拠しているのさ。」

「宇宙は一夜にして中心を失い、朝になったら中心だらけ。つまり、いまじゃあだれもが中心で、かつ誰も中心じゃない。」

「今日は1610年1月10日。人類がその日記に天国が廃止された、と書く日だ。」

それなら宇宙体系の中で神はどこにいるのだと問われて、ガリレオは「僕らの中にだ」と答える。ガリレオはキリスト教世界が現実世界をも支配した「神」を個人の心の中に閉じ込めてしまったのだ。しかし問う相手から「あの男(ジョルダノ・ブルーノ：筆者注)は火あぶりになったんだぜ。あれからまだ10年もたっていないだ!」と警告も受けることになる。

そして1633年6月22日、ガリレオ・ガリレイは異端審問所で、みずからの地動説を撤回することになる。異端審判後のガリレオは死ぬまで審問所の囚人として過ごすことになった。しかし、彼は厳しい監視の目を盗んで、「新科学対話」を完成させ、イタリアから持ち出すことに成功した。プレヒトはガリレオの転向の真意を弟子アンドレアに言わせている。

「先生はそうやって、先生にしかできない科学的著作を仕上げる時間を稼がれたのです。もし、火あぶりの炎の栄光の中で命を落とされていたら奴らが勝利者になっていたでしょうから。」

プレヒトはガリレオの自論撤回を肯定的に描いているように見える。周囲のいかなる非難にも沈黙を守りつつ、科学的真理とそれを後世に伝える著作を完成させること、それがガリレオの歴史的使命だったというように。

ガリレオの地動説は人類の運命を神の手から奪還し、人間の理性に取り戻すという近代的思想を準備したことは前に触れたとおりだ。思想界では17世紀から18世紀にかけて啓蒙主義の時代を迎えて、デカルト、パスカル、ロック、モンテスキュー、ルソーらが理性の優位、個人の自立、伝統や権威からの離脱、自由の尊重などを唱えて「近代」の背骨を形成していった。

ブレヒトは1956年心筋梗塞で亡くなったが、最後の遺作「アインシュタインの生涯」の断片が残されている。彼は相対性理論の $E=mc^2$ が地動説と同じレベルで、人間社会に歴史的転換をもたらしたと評価しているのだ。次の文章が断片の最後に書かれている。

「平和が私にも他の人にも、戦争よりもっと多くの不当なことをもたらすにしても、私は平和に賛成なのだ。」

ブレヒトは、この言葉に至るまで、劇中アインシュタインにどのような人生を歩ませようとしたのだろうか。

3. 内村鑑三の孤立

自分の個性が他人から尊重されるためには、自分の個性のコアを自覚することから始めなければ、他人の個性を尊重することに繋がらないのではないか。個人の尊厳が、前提としてただ人間として存在していることにあるとしても、個性はさらに各々が発現する性格や信念などに拠っている。それは社会にあって、様々な摩擦、軋轢を引き起こすたびに自ら振り返り、確認するものでもある。

安岡章太郎の講演録「口惜しさということ」に内村鑑三の「不敬事件」⁴⁾のことが出てくる。その内村の行動に興味を持って少し調べてみた。事件の概要は以下のようだ。

「不敬事件」は1891年1月9日に起こった。前の年に「教育ニ関スル勅語」が發布されて、

内村の勤務する第一高等中学校では同日その奉読式が行われた。学校側は教師・生徒に「勅語」への「低頭」を強いた。内村はそれにはかばかしく頭を下げなかった。彼の態度は天皇への不敬にあたるかと解釈されて糾弾が始まる。この事件は新聞でも報じられて、内村は「国賊」と罵倒され、類は家族にも及ぶことになった。事件は彼を一高に推薦した人が、勅語に対する「低頭」は宗教的礼拝ではなく、国体への敬意だと代理「低頭」してことを済ませた。しかし、ことは収まらず、今度はキリスト協会側から日和見として批判を浴びることになってしまう。病状が悪化した内村に無断で辞職願も出される。内村は家庭的にも社会的にもその拠って立つ基盤を失うのである。

内村は決して天皇制を否定したり、天皇に不敬したわけではない。彼の日記でも繰り返し天皇への尊崇や敬愛を述べている。しかし、内村にとって天皇は神ではない。神は彼の心の中に住まうイエス・キリストである。天皇は日本の治者である。国民は被治者として、古来麗しい関係を続けてきた。これが内村のイエスと天皇の関係である。この考えが政府や当時の日本人にも、また正当キリスト教関係者にも理解されなかったのは言うまでもない。内村鑑三が双方から孤立したのも当然の成り行きであった。内村の不敬事件へのその後の言及はない。あえて読み取ろうとすれば、この文章が彼の「事件後」であるという。

「この書は自伝にあらず、著者は苦しめる基督教徒を代表し、身を不幸の極点に置き、基督教の原理を以って自ら慰めん事を勉めたるなり。」(基督教徒の慰)

(この部分前田英樹著

『信徒 内村鑑三』から引用)

4. 大江光さんのこと

大江健三郎の文学にあって、ご子息の光さんとの共生はその根幹をなすものの一つだ。

彼は多くの作品で、光さんとの共生を決意した経緯を吐露している。僕がそれを解説するより、できるだけ氏の言葉で語ってもらうことにする。光さんは誕生の際、頭蓋骨に小さな欠損があって、後頭部にもう一つの頭のようなこぶを付けていた。

「赤んぼうの怪物から逃げ出す代わりに、正面から立ち向かう欺瞞なしの方法は、自分の手で直接に縊り殺すか、あるいはかれをひきうけて育ててゆくかの、ふたつしかない、始めからわかっていたことだが、ぼくはそれを認める勇気にかけていたんだ。」

そして、主人公鳥（バード）は選択する。

「僕は赤んぼうを大学病院につれ戻して手術を受けさせることにした」と妻に宣言する。

（「」内はいずれも『個人的な体験』⁵⁾から）

作品では、妻に、かれは植物的な存在でしかない、あなた自身を不幸にするばかりか、この世界にとってもまったく無意味な存在をひとつ生きのびさせることになるだけよ、と言わせている。これは障害児に対する一般的な悪罵に類する言葉として対置されている。

彼の講演録では次のように書かれている。

「・・・息子について、毎日彼を覗きに行くうちに、・・・この赤んぼうは誠に悲惨な状態で誕生し、数週間を生きのびてきているのみだが、かれは生きていて、存在している、という事実は誰も取り消すことができない。神があるとして、いかなる神にもそれはできない、とぼくは深く感じとるようであったのです。そこで僕は『この哀れな小さな生きもの』（ミルチャ・エリアーデの言葉：筆者注）について、かれが生きた、かれが存在した、ということの証人に

なろう、すなわちこの子供をよく引き受けて共生することにしよう、と決意したのでした。しかも当の証言が、自分の生涯の文学ともなるにちがいない、と予感もしたのです。」（『生き方の定義』⁶⁾）

大江氏はその決意に沿って光さんとの共生を生きて、小説を書き継いでいる。光さんの幼少時、大江氏は光さんに鳥の声を聴かせ続け、彼がこの世界に初めて発した言葉は軽井沢の森で聞いた鳥のさえずりに反応した「クイナです」で、彼が音に敏感な能力を持っていたことを知らしめた。その後、クラシック音楽を聴き続けて、作曲家として活躍を続けている。彼の音楽は優しさに満ち溢れている。僕には光さんが音楽を通して自己の存在を主張しているように思える。

大江氏はこの「共生」という概念を「ヒロシマ」に重ねて社会化もしている。

「自分自身がおちこんでいる憂鬱の穴ぼこから確実な回復にむかってよじのぼるべき手がかりを、自分の手がしっかりつかんでいることに気がついていたのである。そしてそれは、ごく直截に、われわれが、真に広島の人間たる特質をそなえた人々に出会ったことにのみ由来していたのであった。」（『ヒロシマ・ノート』⁷⁾）

広島で得たものは個人的なものだけではない、『ヒロシマ・ノート』を書くことを通して

「それは障害児である息子との共生という、個としての決意および実践を、なんとか社会化するための手づぎであったと、仕事をにつづけるうちに納得されたのです。」

（『生き方の定義』）

被爆者たちの「彼らの個の生」を、なにものも取り消しがたい事実であり、核時代の人類の現状を照射するものとしてとらえること、それを自分が障害を持つ息子との共生を通して発見

したものに重ねたいと決意するに至るのです。

長い引用ばかりで恐縮だが、これらが、大江氏健三郎をして、文学者として社会的発言をする「大響聲を買う作家」と高橋源一郎に揶揄された根元にある「個人的な体験」なのである。

5. 個人的体験

興味深い証言があった。2013年10月31日に開かれた衆議院国家安全保障特別委員会の参考人質疑で、旧防衛庁出身の元内閣官房副長官補にあって、イラク戦争当時、首相官邸で情報収集を担当していた柳沢協二氏のそれだ。

「政策決定者がある政策目的のために必要な情報を、資料提出義務でもって求めた場合、その意に反する情報を上げるというのは、人間のやることだから、ちょっと難しいこともある」（同年11月1日付『しんぶん赤旗』）

柳沢氏は「そういうことにならないように気をつけなければならないのが最大の教訓」とも語っているが、国の方向さえ決定する事項についての「サラリーマン的」対応に驚くとともに、そのレベルでさえ、という感慨もある。氏の取った態度の是非はここでは措くとして、彼の経験を敷衍化すれば、それはピラミッド型の組織に属する人間のほとんどすべてが経験するはずのものである。上司の政策に異を唱えたり、自らの信念に反する指示を受けたりといった場合に取り自分の態度は日々試されている。

僕のささやかな経験でもこういうことがあった。勤め先の役員が数人居並ぶ席に呼ばれて、役員の一人が市議員選挙に自民党から立候補するので、取引先に連れ歩いてくれないかという。それは断ることを予想しない当然視した態度であった。僕はしばらく逡巡したものの、「ここで断らなければ、次が断れない」という思いもあって、「業務命令でなければお断りしたい」といった。その場が凍りつくのを感じながらも、

自分の心中は安堵感を感じていた。以来、僕は「アカ」と評価されたらしく、昇進のたびに「…でない」ことを確認されるようになった。しかし、ことはそれほど順調にいくはずもなく、職場での地位が上がって、取り組む仕事が大きくなるにしたがって親戚の議員氏の応援弁士をやらざるを得なかったり、信念に反する事でも断りきれない場面を多く経験してきたことも事実である。今も心に澱が住んでいる。柳沢氏へある種共感を持つ所以である。勿論僕のささやかな位置と彼の背負うもの大きさ、責任には天地の差があることを承知してはいるのだが、

そうした悪戦苦闘の中で「娼婦の唇に相当するものがお前にはあるか」という自問を唱えていた。それは自己愛撫であったかも知れないが、僕にとっては必要な儀式であったろう。この真偽は不明だが、娼婦は下半身は許しても唇は許さないという話を聞いて得心した記憶に基づく呪文である。僕は自分と他者の尊厳を守ることを人生の峠ごとに確認しながら生きてきた。

終わりに

平凡な一介の読書好きに系統的な人権論が展開できるはずもない。ただ自分の生き様に合わせて共感した、人権に関する論理や文章、人の生き様を集めることを最近のやりがいでしてきた。たとえば、戦後民主主義を最も執拗に作品化したと考える戦後文学が、大江健三郎を最後に途切れるのかも知れないというさみしさの中で、彼ら戦後派の源流たる夏目漱石を再読するに至って、彼の「私の個人主義」を見つけた。

オスティナートとは、同じメロディーを繰り返すという音楽用語である。日本の近代にあって、「戦後的価値」を先験した人々、西洋近代思想に新鮮な好奇心をいだいたであろう人たちはオオスティナート風に存在したであろうし、僕は彼らをオスティナート方式で採録し続けた

いている。

(2013・11・6)

参考文献

- (1) 渋谷秀樹『憲法への招待』岩波新書
- (2) 夏目漱石「私の個人主義」『漱石全集第11巻』
岩波書店
- (3) プレヒト『ガリレオの生涯』（谷川道子訳）光
文社文庫
- (4) 大竹庸悦『内村鑑三と田中正造』流通経済大学
出版会
前田英樹『信徒 内村鑑三』河出ブックス
若松英輔『内村鑑三をよむ』岩波ブックレッ
ト No.845
安岡章太郎『文士の友情』文芸春秋
- (5) 大江健三郎『個人的な体験』新潮社
- (6) 大江健三郎『生き方の定義』岩波書店
- (7) 大江健三郎『ヒロシマ・ノート』岩波新書

いま改めて66年前の日本国憲法制定過程を振り返る(第3回) —憲法問題に無関心な若者たちはどれだけ事実を知っているだろうか—

高木秀男(日本科学者会議福井支部)

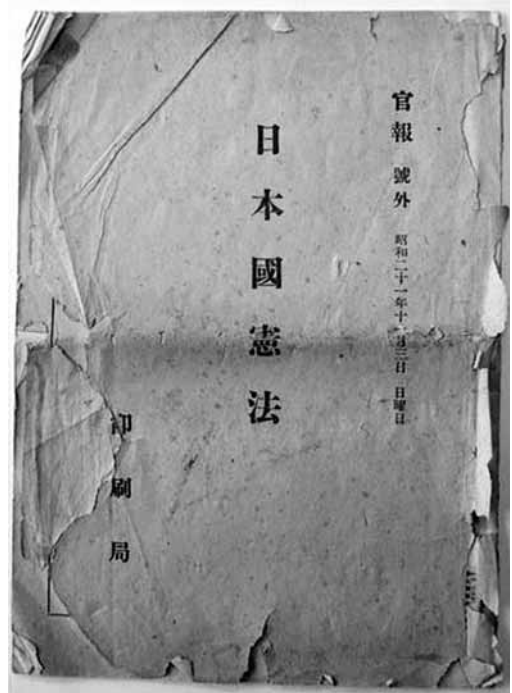
8. 日本国憲法の公布と普及活動

1946年11月3日、日本国憲法公布を記念して貴族院で記念式典が行なわれ、その後、国民向けに宮城前広場で「日本国憲法公布記念祝賀都民大会」が開催され、都民・学生ら約10万人が参加した。吉田茂首相らの祝辞が終わったところ「君が代」の演奏と共に天皇・皇后が宮廷馬車に乗って現れると、「天皇陛下万歳」の大合唱となり会場は興奮の^{るっぽ}坩堝となったという。そしてこのような現象は、翌年の5月3日の施行日にも繰り返された。

日本政府は、日本国憲法が公布されてから施行日まで六ヶ月間、新憲法に適合するよう法体系全体の改正をするとともに、新憲法の内容を国民に理解してもらうために普及活動を展開した。1946年8月26日には「新憲法精神徹底要綱案」が提出され、12月1日、帝国議会の議決にもとづき「憲法普及会」(会長・芦田均)が発足した。

衆議院、貴族院の両院議員を評議員とし、評議員の中から理事が選任されたが、ほかに学者やジャーナリストも理事に加わった。学者では河村又介、末川博(1892～1977)、田中二郎(1964～82)、宮澤俊義、横田喜三郎(1896～1993)のほか、鈴木安蔵など、ジャーナリストでは岩淵辰雄(1892～1975)、小汀利得(1889～1972)、長谷部忠(1901～81)ら加わった。中央組織の下に各都道府県に支部が作られ、京都を除いて支部長には都道府県の知事が就任した。

憲法普及会の活動は、まず中堅公務員の研修から始められた。全国を10地区にわけ、そ



ゆきのした史料館蔵

れぞれの地区で4～5日間の研修が行なわれた。東京の場合は1947年2月15日から4日間、664名の公務員を集めて新憲法の内容についての研修が東大法学部で行なわれた。全国では総計約1,800人の公務員が研究をうけた。

憲法普及会の活動は極めて政治的に行なわれ、学識者・一般知識人・一般大衆といった階層別にきめ細かく計画的に実施された。パンフレットの配布、講演会や討論会の開催、論文や標語のコンテスト、映画や歌謡の作詞・作曲など、様々な活動が積極的に展開された。パンフレット『新しい憲法、明るい生活』は、2,000万部が印刷され全国に配布された。さまざまな活動

は、新憲法に当時の人々の関心を大きく引き寄せることに成功した。

新憲法施行にともなう法体系の整備も急ピッチで進められ、基本的人権に関する法規には大きな変更がなされた。教育関係では衆参両院で教育勅語勅令の廃止決議がなされ、大学令や小学校令などの勅令はすべて廃止され、1947年3月31日に新しく教育基本法、学校教育法が制定された。

新憲法成立後の課題は、この憲法のもとでいかなる法律を作るかであった。実は憲法草案の審議と並行して皇室典範や刑法の改正が議論されていた。日本国憲法をひもとけばわかるように、刑法にかかわる条文が圧倒的に多い。それは大日本帝国憲法によって基本的人権が抑圧されてきた反省の上になつて、基本的人権を国が守るための規定である。刑法改正に当たり政府の改正要綱では、夫婦の平等を規定した憲法に従って姦通罪を削除するなど、憲法との整合性を考えて改正した点もあったが、大逆罪、不敬罪については僅かな修正にとどめて残そうと保守政党は考えていた。

しかし憲法の精神からすれば、天皇や皇族のみ刑法上特別の保護を受ける根拠はどこにもない。GHQも刑法の「皇室二対スル罪」を全面的に削除するように指示した。吉田首相はマッカーサーに手紙を書き、理由をあげて大逆罪・不敬罪を残すべきであると訴えたが、マッカーサーは吉田の時代錯誤の人権感覚をまったく問題にせずこれを拒否した。吉田は、このあとの1947年4月の総選挙による自由党の敗北でいったん下野することになる。

そして「皇室二対スル罪」を削除した刑法改正案は、片山哲内閣の手で国会に上程された。そこでは自由党が積極的に反対に動いた。自由党はせめて不敬罪だけでも残そうと必死であった。自由党は「皇室二対スル罪」を「天皇二対

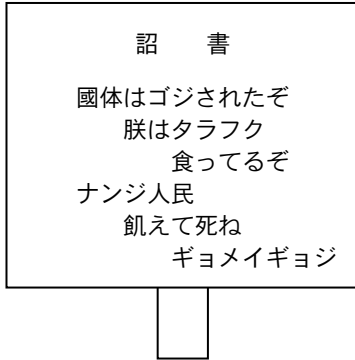
スル罪」に限定し、不敬罪の規定を残すよう修正案を提出したのである。

当時は、GHQ批判をのぞき言論の自由が大幅に緩和されていたので、天皇に対する「不敬」や「侮辱」に該当すると治安当局がみなせる事例はいくらでもあった。1946年5月19日の、「食糧メーデー」でのプラカードが問題となって逮捕された「天皇プラカード事件」は、その代表的な事例である¹⁾。

この日、関東食糧民主協議会や関東地方労働組合協議会などが主体となって、皇居前広場に25万人を集めて「飯米獲得人民大会」を開催し、配給米の確保や食糧の人民管理を政府に要求した。この集会は1946年5月1日の復活メーデーに続くもので、「食糧メーデー」と呼ばれた。関東労協常務委員・関東食糧民主協議会書記局長・日本共産党市民対策部員で田中精機労組の委員長をしていた松島松太郎(1915～2001)は、図のような文句を書いたプラカードを作って集会に参加した。

戦争直後の当時の食糧難はまことに深刻であった。京都帝大で宮本英脩(1882～1944)教授に師事して東京地裁の判事になった山口良忠(1913～47)は、自分が法廷でヤミ屋を裁く立場にあったため、ヤミ米を買わず配給食糧だけで頑張った。そのため彼は「食糧統制は悪法だが、法律は守らねばならぬ」と日記に書き残し、1947年10月11日に栄養失調のため餓死した。彼と同様、食糧管理法を遵守して餓死した人として、旧制東京高校(現・東京大学)ドイツ語教授の亀尾英四郎(1895～1945)、青森地裁判事の保科徳太郎の名が知られている。

検事局は、このプラカードを書いた松島松太郎を5月19日「不敬罪」で逮捕し起訴した。これがいわゆる「天皇プラカード事件」と呼ばれるようになった事件である。松島の弁護の為に、布施辰治(1880～1953)弁護団長を筆頭に、



正木ひろし (1896～1975)・青柳盛雄 (1908～93)・上村進 (1883～1969)・森長英三郎 (1906～83)・梨木作次郎 (1907～93) など、錚々たる弁護士をはじめ十数名で大弁護団が結成された。一方、主任検事は尾崎・ゾルゲ事件 (1941年) で主任検事を務めた古河光貞になった。古河は、一高時代は関東学生社会科学聯合会の活動家だった左翼崩れで、1952年3月には破壊活動防止法の策定を行ない、60年安保の後、公安調査庁長官になった人物である。

被告は第一審で、1945年10月4日のGHQ指令「政治的・市民的・宗教的自由に対する制限撤廃に関する覚書」を盾に、起訴の不法・違法性を主張し政治批判の自由を訴えた。プラカードの文句は、あくまでも天皇や天皇制政治を自らの意思で批判・風刺したものにすぎなかった。GHQによる民主化政策により、神権・専制の天皇制は崩壊し、天皇制の背骨であった軍隊も特高警察も解体された。そのため旧体制側は象徴天皇制であれ何であれ、天皇制を残すために「人間天皇」や「愛される皇室」を演出しなければならなかった。「天皇プラカード事件」の本質の一つは、天皇と天皇制に対する自由な主張や批判を封殺することにあった。旧体制側にとって天皇制に対する批判は絶対に容認できないことであって、その執念はすさまじかった。

旧体制側を代表する一人であった古河検事の

不遜な態度に、正木弁護士は天皇の証人喚問を要求した。天皇を証人として裁判所に呼べと実際に要求したのは、日本の裁判史上この時が初めてのことではなかろうか。1946年6月20日の第90回帝国議会の衆議院では、政府が提出した憲法改正案の審議がはじまっていた。審議の過程で不敬罪の廃止は自明となった。しかし古河検事は、不敬罪は廃止の法令が公布されていないので、現在も効力を有すると主張し、さらに本件は刑法230条第1項の名誉毀損罪にも該当すると言いついたのである。

だが名誉毀損罪は親告罪なので、天皇が出廷してその「被害」を述べなければならぬ。昭和天皇・裕仁 (1901～89) の名誉がどう毀損されたか調査するためには、天皇に出廷を求めなければならぬというのが正木弁護士の言い分であった。これには裁判長も困惑し、結局、正木弁護士の要求を拒否した。

東京地裁 (五十嵐太仲裁判長、芦田直己裁判官、真田秀夫裁判官) は、日本国憲法公布の前日にあたる11月2日、天皇裕仁の名誉を毀損したとして「名誉毀損罪」で松島松太郎に懲役八ヶ月の有罪判決を下した。被告は刑法74条の不敬罪で訴追されたにもかかわらず、裁判所は230条の名誉毀損罪で裁いたのである。

判決は、天皇に対する神聖不可侵性、統治権の総覧者、元首としての特殊な地位は、ポツダム宣言の受諾やGHQによる一連の民主化指令により変革され、その結果として天皇は特殊な存在ではなく個人性を有するようになったと判断した。だから天皇に対する侮辱などは不敬罪ではなく、名誉毀損罪で裁くのが相当であると理由を述べた。そして名誉毀損罪における親告罪については、「告訴は単に親告罪の訴追を被害者の意思に係らしめる形式的要件であって、犯罪の成立に必要な構成要件ではない」として、公益を代表する検事が、天皇が明示した意思に

反しないかぎり天皇を被害者とする公訴ができるという判断を下した。

五十嵐裁判長はどういうわけか結審を非常に急いでいたという。おそらく裁判所とGHQ、司法省、検事局のあいだで裏の話し合いがあったのではないかと、松島は話している¹⁾。実際、この裁判にはGHQの介入と指導があったことが、ダネルスキーの論文「プラカード事件をめぐる法と政治—不敬罪はいかにして廃止されたか」『法律時報』(第60巻8,9号)によって明らかになっている。また裁判官側にも、不敬罪裁判という政治的に微妙な裁判をはやく終わらせたいという意識が働いたのではないかと思われる。日本国憲法の公布に伴う大赦令も予定されており、被告もそれで救済されると判断されたからである。実際、第一審の判決の翌日、政府は大赦令を公布し、松島も赦免された。

しかし松島は、不敬罪は新憲法公布によりもはや存在しないのだから無罪であるとして東京高裁に控訴した。それに対し、検察側も「名誉毀損罪の特例という判決はあまい、本件はあくまでも不敬罪として有罪を科すべきだ」として控訴したのである。控訴審での第一の争点は、不敬罪の存否に関するものであった。検事側は日本国憲法が公布・施行されても改正・廃止の措置がとられない限り有効であるとし、天皇は統治権の一部を担い、外交面では元首として国事行為を務めているので、天皇に対する誹謗・侮辱は一般人に対するそれとは区別し、「尊崇」の対象として扱わなければならないと主張した。そして第二の争点は、不敬罪が名誉毀損の特別罪として認められるかどうかという点であった。

控訴審での判決(1947年6月28日)は、不敬罪が存続するという前提でプラカード事件は不敬罪に該当するが、大赦令で赦免されているので免訴とするというものであった。この判決は、主に検事側の主張を採用して事実上第一

審の判決を破棄したものであった。そのため松島松太郎は、事実上、不敬罪を認定した控訴審判決の破棄をもとめて最高裁に上告したが、最高裁は1948年5月26日、「大赦令が出て赦免されているので上告を棄却する」という門前払いの判決をした。最高裁は純粋に技術的判断のみに終始し、不敬罪の存否やその効力の問題の審理を避け逃げてしまったのである。2年余に及ぶ天皇プラカード事件の裁判はこうして終わった。なお、改正刑法により不敬罪が法律の上で消滅したのは、最高裁判決より前の1947年10月21日のことであった。

9. 「おしつけ憲法論」批判

さて、以上これまで述べてきた日本国憲法制定の経緯をみれば、この小論で問題にした「外的契機による制定という事実で日本国憲法を「改正」するべきとする論理」について成否の判定は明らかであるが、最後にまとめと二、三の補足をしておこう。

まず比較の意味で、大日本帝国憲法(明治憲法)の制定過程についてみてみよう。明治憲法は完全な独立下で制定されたという意味では「自主的」な憲法といえるだろう。しかし、その制定過程は一部の為政者により極秘のうちに進められ、主権者の天皇が欽定憲法という形で発布されたものである。したがって、日本国民は完全に蚊帳の外に置かれていたわけで、明治憲法は国民が「自主的」に制定したものではなかったことに注意しなければならない。

一方、日本国憲法は、GHQの主導であったが、国民主権・絶対平和主義・基本的人権の保障などを根源とする憲法指針で作られ、それを日本国民の代表者たち、すなわち国会で承認されて制定されたものである。しかも日本国憲法は、民間の日本人学者たちが考えた憲法草案の中身がかなり取り入れられたものであった。

では日本国憲法の制定過程に民主的手続きに則っていないなどの問題があったのであろうか。たしかに日本政府側の意図と異なる基本方針の指示と強硬姿勢、少人数で短時間にまとめられたGHQ草案、明治憲法の限界を超える改正手続きでの議会審議の強行など、「押し付け」とみなされる過程がみてとれる。だが、その判定の答は制定過程のどの局面を中心に考えるかによって異なってくる。そしてなによりも、「押し付け」は日本政府に対してのものであって、けっして日本国民に対してのものではなかったことに注意しなければならない。

仮に松本委員会が「国体護持」、すなわち絶対主義的天皇制の温存のみに固執することなく、民主国家・平和国家・基本的人権への道を模索していたなら、あえてGHQの強硬姿勢に直面することはなかったであろう。GHQの草案は拙速の批判を免れないものであったが、それは民生局担当者の単なる思いつきで作られたものではなく、欧米諸国の先進的な思想や憲法研究会案・高野案などを検討して起草過程に生かされたことを無視することはできない。そしてその草案は日本政府が「4月17日案」を作成するまで、GHQとの共同作業の中で何度も推敲を繰り返したものである。さらに総選挙を行ない新しく選ばれた議員による衆議院での十分な審議を経て、圧倒的多数で可決成立したのである。したがって占領下とはいえ、憲法制定にふさわしい正式な手続に欠けることはなかったとみることができる。

ただし、日本国憲法の制定に明治憲法73条の手続が用いられたことについては、学者のなかでも議論があった。美濃部達吉はこの手続には法理論的に矛盾があると主張した。その理由として彼は、次の四点を挙げた。第一に、この改正手法が日本国憲法の国民主権原理と相容れない、すなわち明治憲法第73条が改正発

議権を天皇のみに認めていたからである。第二に、73条は国体を変更することを認めていない、すなわち天皇主権主義を変更するような全面改正は認めていない。第三に、民主主義を標榜する日本国憲法が非民主的な貴族院の審議や枢密院の諮詢を要すること自体矛盾である。第四に、日本国憲法が天皇の裁可を経て成立している以上、形式的には欽定であるにもかかわらず、日本国憲法は国民主権を基調とする憲法である。すなわち欽定憲法の部分的改正手続きを駆使して、それと根本的に性質の異なる憲法を制定することは法的継続の断絶である。

これらの指摘に対しては、「八月革命説」と呼ばれる宮澤俊義の解釈で説明されることが多い。すなわち、ポツダム宣言第12項の受託により、国民主権原理が成立し、明治憲法はこの原理と抵触する限りにおいて失効したと解釈されるが、形式的な法的継続性を保つために、明治憲法第73条が便宜的に利用されたに過ぎないとする考え方である。

でも、現実にポツダム宣言の受諾の意味を当時このように考えていた人はいなかったし、むしろポツダム宣言と明治憲法の整合性を模索していたのが実態であった。GHQや極東委員会もまだ明治憲法が有効であると認識していたからこそ、改正を意識していたのである。したがって、日本国憲法が制定されて効力が発効されるまで明治憲法は有効であったということになる。そうだとすると、民主主義憲法である日本国憲法が明治憲法の欽定手続に依拠した形で制定されたという法論理上の矛盾は、法解釈の限界を超えていると言わざるを得ない。結局、この矛盾は占領下という特殊事情を考慮して判断するしかない。

それにしても日本国憲法は公布からすでに66年以上がすぎ、完全に日本国民の血肉となっている。それを「押し付けられたもの」という

理由で「憲法改正」の口実にするのは、ためにするものと断定して差し支えないであろう。「憲法改正」を議論するなら、あくまでも中身、すなわち日本国憲法の特徴である国民主権・絶対平和主義・基本的人権などの特質について変更の必要があるかどうかを議論すべきである。

明治憲法は、日本型王権神授説にもとづく天皇主権を根本原理とし、基本的人権の観念を認めず、天皇を統治権の総攬者とすることにより権力分立さえ貫いていず、権力の乱用を阻止する仕組みを欠落させた外見的立憲主義型市民憲法であった。それに対し日本国憲法は、基本的人権の保障・国民主権・権力分立を原理としているだけでなく、文化国家の理念や非武装・非戦の「絶対平和主義」、さらには「地方自治」の章も取り込み現代の課題にも応えようとした明治憲法とは異質な憲法であった。

君主主権の体制から、国民主権・基本的人権の保障・権力分権を原理とする憲法体制への転換が市民革命の特色であるとすれば、明治憲法から日本国憲法への転換は日本の市民革命といえるものであった。しかし杉原泰雄一橋大学名誉教授が指摘しているように²⁾、日本国憲法の制定は、憲法の原理・原則の転換にもかかわらず、市民革命の実体を欠いていた。市民革命の特色の一つは、革命が国民の憲法意識の根本的な変革の過程であることである。すなわち国民が古い憲法の原理の誤りに気づき、新しい憲法の原理を樹立するために、旧憲法体制を倒すことである。新憲法体制は、そのような憲法意識の質的な転換の結果として出現する。フランス革命を典型とする市民革命の場合、新たな権力の座につくブルジョワジーも新しい憲法の原理に賛成して革命に参加したし、一般の国民もそうであった。

しかし敗戦直後の日本の戦後改革では、市民革命がもつそのような特色を持つことができな

かった。戦後も引き続いて権力を担当した支配層は、新憲法の基本原理に心から賛成していなかった。1946年2月8日に占領軍に提出した日本政府の「憲法改正要綱」(松本案)を見ても分かるように、彼らは天皇主権に固執して新しい憲法原理には反対であった。その後、政府は突如として新しい憲法原理に賛成の態度をとり、保守諸政党も日本国憲法案の審議をした第90帝国議会でもそれに賛成した。

だがそれは、彼らが新しい憲法原理が古い憲法原理より優れていることを理解したからではなかった。天皇が戦争犯罪人となり、天皇制が全面的に否定されたり、その他より大きな政治的・社会的変革がおきるのを避けるためには、新しい憲法原理を受け入れることが当時の占領下で必要と考えたからである。一方、一般国民には、新憲法について考える時間的余裕も、またそのための手続きも認められなかった。日本は神国であり、天皇主権以外の憲法原理はもち得ないと教え込まれた国民が、戦前・戦中・戦後の悲惨な経験をふまえて新しい憲法原理に到達するには時間の余裕が必要であった。一般国民は、当時「憲法より飯」のことに奔走せざるを得ない状況にあったのである。

国民はまた、新憲法の制定に積極的に参加する手続きも保障されなかった。憲法は政治と社会の根本的なあり方を定める基本法として国民生活に直接影響する。たとえば国民投票によって国民が新憲法を最終決定するという、国民主権にふさわしい憲法制定の手続きがとられていれば、新旧憲法原理を比較し、新しい憲法原理の意義を理解することができたはずである。しかし、日本国憲法の制定は、明治憲法の改正手続に従って行なわれたため、国民の積極的参加は保障されなかった。前述したように政府は新憲法制定後、当初はその普及に努めたが、吉田内閣の反動化路線が強まると、もっとも重要な

学校教育での憲法学習は急速に軽視され、停滞させられていった。その結果、いまでは有権者の過半数が日本国憲法をまともに読んだことも学習したこともなく、「立憲主義」³⁾についてすら理解しておらず、「憲法とはそもそも何なのか」を知らず、反動的な改憲勢力につけいれられているのが現状である。

なお最後にもう一つ、日本国憲法について指摘しておきたいことがある。日本国憲法はアメリカ占領軍の思惑や日本国政府の国体護持の熱望によって、戦前とは違った形ながら「天皇制」を残す形で制定された。本来、民主主義や基本的人権とは相容れない「天皇制」を残したために、日本国憲法は明らかに矛盾を含んでいる。その具体的内容についてはここでは触れない。奥平康弘の名著『「萬世一系」の研究』⁴⁾が、その問題を詳細に論じているからである。一般にはあまり注目されていない憲法第2条に関する憲法学者としての彼の問題提起は、実に説得力のある内容であるばかりでなく大変面白いので、筆者はこの本をぜひ多くの人に読んでいただきたい本として紹介したい。

10. 自民党の憲法改正草案について

現行日本国憲法を攻撃しその「改正」を目指している自民党の主たる目的が、憲法九条を改訂し日本を戦争のできる国にしようとするところにあることは明白である。しかし自民党の憲法改正草案(2012年4月27日決定)を詳しくみてみると、けっしてそれだけにとどまらず憲法の国民主権・絶対平和主義・基本的人権の保障という基本理念および立憲主義を敵視し、その全面改悪をめざしていることがわかる。

そのことは自民党憲法改正草案の前文が全面的に改悪されていることに象徴的に表れている。憲法前文は各条文の単なる前書きではなく、新憲法制定の目的と基本理念を示した重要な部分

である。1973年9月7日、北海道の長沼町にミサイル基地を作るための保安林の解除を差し止めるために起こした長沼裁判の第一審(福島重雄裁判長)で、初めて自衛隊が憲法9条に違反する存在であるという判決が出されたが、この判決で特に注目されるべき事実は、憲法前文の意義と平和的生存権が強調された点にある。実際、判決は憲法前文の意義を、次のように実に格調高く述べている³⁾。

「わが国の現行憲法は前文を四項にわけ、その一項ないし三項において「憲法の憲法」ともいうべき基本原理を定めている。それは国民主権主義と基本的人権尊重主義、そして平和主義である。

このような憲法の基本原理の一つである平和主義は、わが国が先の第二次世界大戦に敗れ、ポツダム宣言を受諾させられたという事情から受動的にやむを得ず戦争を放棄し、軍備を保持しないことにしたという消極的なものではなく、むしろ「再び戦争の惨禍が起きないようにすることを決意する」という積極的なものである。

それは、一方では、太平洋戦争の体験から得た平和への決意にとどまらず、将来再び戦争を繰り返さないという情熱と、幸福な国民生活を確立するための熱望に支えられた理性的な平和への決意である。そして他方では、戦争というものが、単に自国民だけでなく、広く世界の他の諸国民にも惨禍と不幸をもたらすことは、必然的であって、今後そのような悲劇をわが国民だけでなく、人類全体がけっしてこうむることのないように世界の恒久平和を念願し、人類の崇高な理想を自覚して、積極的にそれを実現するように努めることの決意である。

この決意は、現在および将来の国民の心の中に生き続け、真に日本の平和と安全を守り

育てるものであり、究極的には、全世界の平和をもたらすことになる。これらの憲法を貫く諸原理は単に美辞麗句に終わることのないように、日本国民自らが、国民の名誉にかけて、全力をもってこれらの崇高な理想と目的を達成することを全世界の前に宣言したものである。」

もちろん自民党の憲法改正草案が現憲法の全面改悪を狙っている以上、前文だけにとどまらず憲法条文のいたる所に露骨な反動的修正が加えられている。しかし、自民党の憲法改正草案を読んだことのある有権者は、おそらく1%よりずっと少ないであろう。それにもかかわらず、一方で立憲主義の意味すら知らない有権者に改憲の賛否のアンケートが取られ、それが独り歩きしているのである。日本国憲法と自民党改憲案を比べて読めば、日本国憲法の本当のよさがよくわかる。その意味で自民党改憲案はまさに反面教師である。自民党改憲案については全面的な批判本や批判文書がすでにいくつも出されている⁶⁾ので、ここでは詳細には触れないが、それらのどれを読んでもその恐ろしさが理解されるはずである。

参考文献

- (1) 「食糧メーデーと天皇プラカード事件－松島松太郎氏に聞く－(1)(2)(3)」『大原社会問題研究所雑誌』No.534, 36; No.535, 44; No.537, 54 (2003)
- (2) 杉原泰雄『憲法の「現在」－いまなぜ日本国憲法か－』有信堂 (2003)
- (3) 高橋和之『立憲主義と日本国憲法第3版』有斐閣 (2013)
- (4) 奥平康弘『「萬世一系」の研究－「皇室典範的なるもの」への視座－』岩波書店 (2005)
- (5) 林武『長沼裁判－自衛隊違憲論争の記録－』学陽書房 (1974)
- (6) パンフレット『全批判自民党改憲案』日本共産党中央委員会出版局 (2013年3月9日), 『自民党「日本国憲法改正草案」全文批判(案)』社民党53回常任幹事会 (2013年4月18日), 伊藤真『自由民主党『日本国憲法改正草案』について』ver5 (2013年3月8日), 伊藤真『赤ペンチェック自民党憲法改正草案』大月書店 (2013)

「ゆきのした史料館」の存続を

田島伸浩 (ゆきのした史料館代表)

1. ゆきのした史料館存続の危機



(ゆきのした史料館正面)



事務室兼閲覧室

いま、ゆきのした史料館は移転を求められ、存続の危機を迎えています。

設置から移転を求められるまでの経過は以下のとおりです。

1998年、ゆきのした文化協会（以下：協会と略す）は福井市志比口の事務所（借家）の立ち退きを迫られ、急遽、同市米松の加藤忠夫代表（現：顧問）宅の庭にプレハブ事務所を建てました。しかし、スペースが狭く、資料の保管場所を公募したところ、当時京都在住の粟田栄会員から実家（坂井市丸岡町里丸岡）の織物工場跡を使ってはどうかとの申し出があり、この好意を受けて資料類を搬入し、「平和文化博物館準備館」と名付けました。

この時期、家主である粟田千代子さんは高齢になったことから一人息子の同居を強く希望されていました。粟田栄会員は大学卒業以来26年間勤めた日中友好協会京都府連の専従を退職し、翌年8月に帰郷しました。しかし、福井での再就職は容易ではなく、とりあえず協会の事務局長に就き、日中友好協会福井支部の再建に

着手しました。千代子さんは同居してくれた息子の役に立つなら、母屋に隣接する織物工場をそっくり無償で貸与くださったのでした。

この織物工場は福井大震災の2年後の1950年に建てられ、1961年に粟田家が購入され一家で機業を継続してきました。しかし、1976年の通商産業省（当時）の構造改善事業により廃業を余儀なくされ、以来物置として使われていました。

協会は、2年後の2001年に「準備館」を整備し、11月23日に「平和文化史料館ゆきのした」として公開をスタートし、現在に至っています。

しかし残念なことに、昨年9月に粟田千代子さんは要介護4となりリハビリのできる老人保健施設へ入所され、つづいて12月に粟田事務局長が進行性胃がんを発症し本年2月末に不帰の人となりました。このため粟田家は無人となり、栄さんの実弟である畑山作五郎さん（幼年期に畑山家の名跡を継ぐため養子に入る）が千代子さんのお世話と家作・地所を引き継がれま

した。

粟田家の母屋と織物工場は築60年以上で老朽化が進んでいるため、畑山さんから「当面は無償でお貸しするが、補修が困難なので、数年先には取り壊したい」と告げられました。協会はやむを得ない事情と受け止め、「3年をメドに移転」することをお伝えしました。

以来、数人の方に移転先の斡旋をお願いしていますが、現在まで進展はありません。

II. 『福井の科学者』誌上での史料館の紹介

ゆきのした史料館の活動について、本誌の下記の号に述べていますので参照ください。

83号(2000年9月):「ゆきのした平和文化資料館のめざすもの」(粟田栄)。

99号(2006年2月):「平和文化史料館ゆきのしたの資・史料の活用を」(田島伸浩)。

110号(2009年10月):「ゆきのした史料館を草の根文化づくりの場に」(田島伸浩)。

史料館の名称は、公開前は「ゆきのした平和文化資料館(または博物館)」、公開時に独立した施設として「平和文化史料館ゆきのした」と名付け、2008年の協会の規約改正を機に協会の附属施設と位置づけて「ゆきのした史料館」と改称しました。

III. ゆきのした史料館が果たしてきた役割

開設以来11年間にゆきのした史料館が果たしてきた役割を以下に述べます。

1. 所蔵史料を活用した調査・研究

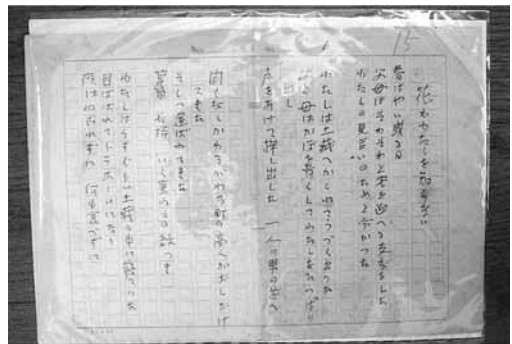
1) 中野鈴子資料

協会の創立者の一人である中野鈴子の人生と作品は今も多くの人びとに愛されています。彼女の直筆原稿や写真、関連資料のほとんどを当史料館が保管しているため、多くの方が閲覧に訪れています。

元朝日新聞大阪本社記者の音谷健郎氏

は何度も足を運ばれ、加藤忠夫顧問から聞き取りもされて、研究成果をまとめています。アメリカ・カリフォルニア州在住の若林道枝さんは鈴子の作品に魅せられ、足跡を辿る中で史料館の存在を知って帰国の都度に来館され、「鈴子ひとり旅」や鈴子を主人公とする一人芝居の脚本を『ゆきのした』に掲載しています。福岡県久留米市の作曲家・藤原富枝さんは音楽と詩による構成劇『中野鈴子とゆきのした』を書き、現在、協会の手づくりムック本として販売しています。

直筆原稿は、橘曙覧記念館や福井県立図書館の「県内作家展」に貸出しています。



「花もわたしを知らない」の直筆原稿

2) 『ゆきのした』バックナンバー

協会発行の『ゆきのした』(創刊1951年)は、創刊号が欠けている以外は発行順にそろえ、閲覧に供しています。2003年に各号の発行日、頁数、定価、在庫数、主たる原稿名などの一覧表を作成。現在、各号の目次に載らない記述も網羅した掲載内容の抽出作業をすすめています。

『ゆきのした』は国立国会図書館に寄贈していることからインターネットで検索できます。ただ、索引に欠落している号もあり、221号(1977年10月刊)の「山川

亮蔵(山川登美子の実弟)特集号」が見当たらないと県外からの問い合わせが数件ありました。在庫を譲りましたが、在庫が切れた現在は「特集」部分のコピーを送付しています。



1951年10月発行の3号

3) 戦後の文化運動資料

福井空襲と福井震災で消失した福井市の公共施設では、復興に時間を要したこともあり、戦後の社会・文化関係資料、特に草の根の運動資料はほとんど保有していません。

1980年代には、「福井市史」の編さん室が、協会が所蔵する戦後の資料を活用するために借り受けていきました。調査が終了したあと、資料は項目別に袋詰めし、目録を添えて返却されました。協会では袋から出して整理する余裕がなかったために「戦後資料」として収容箱に保管し、史料館に搬入後も手付かずのままの状態がつづいています。

この「戦後資料」は、東京大空襲・戦災資料センターや千葉県佐倉市の国立歴史民俗博物館の研究員が写真撮影やコピーをして研究材料とされています。

2011年12月には、いくつかの大学の研究者が共同ですすめている「戦時／災害と生活世界の関わりに関する総合研究会」が史料館で開かれ、参加者は所蔵資料の多彩さと量に「資料の宝の山」と驚いていました。

また、地元の郷土史研究者も訪れています。

北陸高校放送部がNHK主催のビデオ・コンクールへ応募するために、また、勝山市・かつやま子どもの村中学校の生徒が「日本の平和をささえる過去」の研究成果をブックレットにするために、それぞれ取材に来館しています。



資料を調べるかつやま子どもの村中学生

2. 福井大空襲関係資料

協会は、戦後20年目の1965年に「福井空襲を語り継ぐ会」の結成を呼びかけ、事務局団体として空襲・戦災体験や焼夷弾などの現物資料を収集してきました。『ゆきのした』に掲載しながら、1976年の『福井空襲史』刊行に結実し、掲載した原稿のすべてを史料館で保管しています。

東京の空襲のほとんどを撮影した石川光陽氏は福井県鯖江市の出身で、勤務先の警視庁総監から福井県知事への空襲の見舞いを命じられた時に焼け跡を撮影され、1963年に

写真の存在を明らかにされました。協会は1972年に石川氏から「郷土福井のためなら」と特別の便宜をいただいて、『写真資料—空襲直後の福井市街—』を刊行しました。『福井空襲史』にも転載されています。写真の内6枚をつなげると市内中心部から足羽山を望むパノラマになり、広大な焼け跡を一目で見ることができます。

また、1971年にはじまった「空襲・戦災を記録する会全国連絡会」に初回から参加し、全国の空襲・戦災記録集をはじめ、各地の記録する会が発行した出版物やCDも保有しています。戦争に関する出版物も寄贈や購入で数百点を数え、現在も各地の空襲を記録する会からの寄贈が続いています。



石川光陽氏撮影の焼け跡写真
(大名町交差点)

3. 福井大震災関係資料

珍しい資料として、占領軍の日系二世の兵士（ジェームス・原谷氏）が撮影したカラーの被災写真16葉が挙げられます。日本にカラー写真がない時代のものだけに、展示会では注目を集めています。また、気象庁地震調査隊が撮影した被害写真72葉も閲覧に供しています。

そのほか、1944年の東南海地震で大津波に被災した三重県尾鷲市の被害写真集、この地震で殉難した福井商業生（学徒動員）の追

悼式での山下文男氏（「津波てんでんこ」の著者）の講演原稿、関東大震災の被災写真葉書なども所蔵しています。

4. 「60年安保」資料

1960年の日米安全保障条約改定をめぐり、前年から全国で反対運動が広がり、日本列島が騒然となる闘いが展開されました。この闘いの経過は『ゆきのした』に記録されていますが、写真や資料も残されています。闘いに先駆けて女性だけで行った母と子の風船デモの写真は貴重です。

2010年11月13日に、「60年安保をふりかえるつどい」を開き、国会前の集会写真や資料を展示しました。

5. 展示会

1) 福井空襲展

「福井空襲展」を毎年のように開催してきましたが、福井県民会館の閉鎖に伴い、市内中心部に展示会場がないために現在は開かれていません。

しかし、9条の会（越前市・坂井町）、福井大学・大学祭、福井県立図書館、福井県母親大会、光陽生協クリニックなどとの共催で展示会を開催しています。



2006年開催の「福井空襲大絵図展」
(県民会館展示ホール)

2) 戦争と子ども展

2003年、米英のイラク攻撃が開始されることに抗議する「戦争と子ども展」を開催。埼玉県在住のフォト・ブラファ―佐藤良美さんが前年9月に写したバクダットの子どもたちの無邪気な写真80枚のCDをA3版に焼付けて公開しました。佐藤さんは自費で来場され、来館者に説明されました。

また、会場ではフォト・ジャーナリストの森住卓さんからお借りしたイラクの写真パネル25枚も披露しました。

佐藤さんの写真は閲覧や貸出しができるよう保管してあります。

3) 福井大震災展

史料館内での展示会をメインに、福井銀行金津支店ロビー、福井市順化公民館で開催してきました。坂井市丸岡町のいきいきプラザ霞の郷での展示会では、震災直後の畑での生活を再現し、当時の日用品を陳列しました。



霞の郷での福井震災展

4) 中野鈴子展

中野鈴子の写真は少数ですが、宮本百合子、佐多稲子、壺井栄などの文学者と撮ったものがあります。

鈴子が自作掲載の雑誌を切り抜いたスク

ラップには、発表後も推敲を怠らなかった鈴子の筆跡が残されていて、鈴子の研究には欠かせない貴重な資料です。

鈴子の詩「鋏」を作曲(1932年)した吉田隆子から鈴子に寄贈された楽譜集も残されています。2012年9月2日のETVで吉田隆子が特集され、「鋏」の歌詞をバックに歌が流されました。

2009年に史料館内で「中野鈴子展」を開きました。

5) 来館・見学

開設時には、毎月第三土曜日に公開していましたが、来館者がいないことから、現在は予約を受けての対応に切り替えています。

これまでの来館者は以下のように大別されます。

- ・協会の会員・読者
- ・調査・研究のための閲覧者
- ・地元小学校の特別授業、平和教育に関わる教師グループ
- ・県内外の福井空襲体験者
- ・各地の遺族会、遺族会の世話をする自治体
- ・空襲・震災を記録する会、全国の資料館・博物館
- ・福井県立大学ゼミ学生
- ・各地の日中友好協会、福井大学(医大)の中国留学生
- ・県内の9条の会
- ・朝日新聞、毎日新聞、中日新聞、NHKテレビ、福井放送テレビ
- ・その他、読書サークル、弁護士グループ、障害者施設職員・利用者、糖尿病患者団体、医療生協職員、うたごえ祭典in福井参加者など、



福井空襲体験者の来館

6. 資料貸出し

資料の貸出しはほとんどが空襲や戦争にかかわるものです。現物資料では、福井市に投下された焼夷弾、防空ずきん、召集令状（赤紙）、戦時債券、配給キップ、鉄カブト、軍帽、軍服などで、出版物では戦意高揚の写真画報、軍人勅諭などが求められています。

また、福井市の焼け跡写真の貸出し希望も少なくありません。

福井空襲の実態を示すパネルは10枚ほど作成してありますので、小さな会場での展示会に寄与しています。

福井空襲を描いた大絵図は、戦争を知らない協会の若者たちが1984年から1年をかけて制作した縦2.4m、横50mの大作で、今も色あせていません。

史料館には展示するスペースがないため、ブルーシートに包んで保管していますが、高知の草の家や小浜市のお寺などで展示されました。

主な貸出し先は、県内の小学校、9条の会、光陽生協クリニック、県立図書館、橘曙覧記念館、大飯町図書館などが挙げられます。

福井震災関連資料をピースあいちの展示会に貸出しています。

7. 出前講座

小学校の特別授業、9条の会の学習会、県民生協の親子教室などに、現物資料やパネルを持参して、福井空襲や戦争について話をしています。



福井市酒生小学校での出前講座

IV. ゆきのした史料館の特徴

1. 自主運営の資料館

ゆきのした史料館は、行政などの援助をいっさい受けない民営の施設です。

運営の財政は、協会刊行の出版物販売やイベントでの収益で、もっとも比重が高いのは史料館活動に共感してくださる方がたの募金です。

他に類のない多彩で豊富な資料を所蔵しているのだから、自治体などの公共機関から財政支援を受けてはどうかとの意見も少なからずあります。しかし、自主性を貫くためには苦しくとも自前で運営することが肝要と考えています。幸い、地代・家賃は無償であり、書棚などの備品は有志からの寄贈で整えられました。協会の会員・読者の他にも募金を寄せて下さる方がたに支えられ、現在までは赤字を抱えることなく運営しています。

2. 見て、触れることのできる資料館

損傷の激しい資料以外は、見て、触れて、

読むことができることを原則としています。そのため、ガラスケースに陳列することなく、むき出しで展示しています。痛んだ書籍や資料はビニールケースに収納し、コピーを見ていただくようにしています。

地元の高椋小学校の見学では、高下駄を見ることがなく、校内の文化祭に展示したいからと、履いたまま帰校する出来事もありました。

3. 入場、貸出しは無料

開かれた資料館として、また多くの人の利・活用に供するため、入場や貸出しは無料としています。在庫がある出版物は販売し、コピーは実費をいただいています。

4. みんなでつくる文化運動の拠点

協会は本来が文化創造団体で、みんなでつくる文化の発進基地にしたいと位置づけています。

空襲関係では、焼夷弾や防空壕の模型をつくり出しました。日中友好協会福井支部の「満州帝国展」では、満蒙開拓団などの資料を駆使してパネルを製作。中野鈴子展でも展示用のパネルを作成しています。

協会がこれまでにつくりだしてきた郷土劇運動、音楽運動、上映運動、福井空襲大絵図などの大胆な企画が途絶えています。気概は失っていません。毎週の協会運営こんだん会で企画案を模索しています。

5. 毎日新聞「北陸”勝手に、ノーベル賞”の「平和賞」を受賞

2010年1月1日の毎日新聞で、上記の賞を受賞しました。選考理由は「悲惨な戦争体験を通じて恒久平和を願う人・・・そう、平和憲法をそのまま地で行く人」で、北陸三県で8つの団体・個人の中に入りました。史料館活動の根

幹に平和運動を据えていることへの評価として、史料館の特徴に付加します。

V. 史料館の存続にむけて

「3年をメドに移転」と決めたものの、目論見があつてのことではなく、

徒手空拳の状態です。そこで、11月23日の史料館開設12周年記念のつどいで存続運動をどのように立ち上げればよいか、参加者の知恵と力をお借りすることを計画しました。話しあいでも存続への道が切り拓かれるかどうかは不明ですが、これを糸口に行動へ踏み出したいと考えています。

末尾に史料館が所蔵する主な資料を紹介しますので、ゆきのした史料館が福井県の平和・文化運動にとっていかに欠かせない施設であるかをご理解いただければと思います。

日本科学者会議福井支部とは、福井の街づくり、原発問題、文化講演会などで連携を深めてきました。誌上をお借りして、支部の皆さんのさらなるご支援・ご協力をお願いいたします。

存続運動の道筋が決まりましたら、また、報告させていただきます。

VI. ゆきのした史料館の主な所蔵資料

1. 戦争・空襲に関する資料

1) 戦争・空襲に関する出版資料

全国各地の空襲・戦災記録、原爆・模擬原爆の記録、太平洋戦争の回顧録、写真集、画集、各種刊行物など

2) 戦争に関する実物資料

召集令状、戦時債券、配給切符、情報誌、千人針、供出感謝状、隣組組長の手帳、軍服、軍帽、鉄兜、軍靴、ゲートル、もんぺ、軍人トランク、背囊、慰問袋、ガスマスク、弾入れ、陶製地雷、陶製手榴弾、高射砲葉巻、軍人手帳、軍人勅諭、風船爆弾和紙など



臨時召集令状 (通称：赤紙)

3) 福井空襲関係資料

『福井空襲史』, 福井空襲大絵図, 福井空襲焼け跡写真, 福井空襲犠牲者お名前帳, 焼夷弾, 死亡証明書, 罹災証明書, 防空ずきん, 防空壕模型, 焼夷弾模型など



福井市に投下された M69 焼夷弾

2. 福井大震災資料

『福井震災史』, 『烈震史』, 『丸岡町震災復興誌』, 『弾圧の真相をあばく』

福井地震被災写真, 占領軍が写した福井地震カラー写真, ビデオ「タブの木は残った」, 震災復興福井市都市計画図など

3. その他の震災資料

関東大震災写真葉書, 『熊野の大津波』, 『東南海地震の悲劇』, 阪神・淡路大震災関連出版物など

4. 昔使っていた日用品

手回し蓄音機, 戦前のレコード盤, 戦前のシンガーマシン, 福井藩医の葉げん, 手動消火ポンプ, 手動電話機, 5つ玉ソロバン, 柱時計, 真空管ラジオ, カルピス看板, 炭火アイロン, 七輪, 練炭, たどん, 炭火コタツ, わらじ, ぞうり, 下駄, 柳こおり, 竿秤, 自在カギ, 背負子, 蓑, 縄編み機, むしろ編み機,



手回し蓄音機



戦前の手動消火ポンプ

5. ゆきのした文化協会の刊行物

雑誌『ゆきのした』(2号～), 会員の小説・詩・短歌・随筆の単行本・ムック本, 協会発行の通信・ニュース・新聞, 会主催の文化行事のポスター・チラシ・入場券など

6. 創立者の中野鈴子, 実兄中野重治資料

中野鈴子自筆原稿, 作品集, 写真, 書簡,
作品掲載誌の切り抜きスクラップ, 中野重治
が会へ寄せた手紙・ハガキ, 著書

7. 福井県内で発行された文学作品

小説, 詩集, 短歌集, 随筆, 写真集, 郷土
史, サークル誌, ミニコミ誌

8. 県内の演劇, 映画, 音楽, 美術に関する資料

公演ポスター, チケット, 機関誌, 楽譜

9. 県内の各種団体機関誌 (紙)

青年団誌, 婦人団体誌, 労働組合紙誌, 政
党関係紙誌, サークル誌

10. 県内のさまざまな社会運動資料

プロレタリア文学運動, 福井空襲を語り伝
える運動, 原発反対運動, 郷土の劇づくりの
記録・写真, 障害者運動, 生協病院建設記録,
福井新聞労働争議記録, 福井放送労働争議記
録, 国鉄分割民営化闘争記録, 福井の街づく
り運動資料, 教育実践運動資料など

『新修彦根市史』・通史編「現代」発行中止問題について訴えます！

執筆者グループ

2013年10月、彦根市長は、「総合的判断」との抽象的理由で、大学教授6人執筆の『新修彦根市史通史編・現代』の発行中止を、一方的に決めました。これは前市長の判断を継ぐもので、市民の知る権利を奪い、科学者が特定の権威や組織の利害から独立し自らの専門的な判断により真理を探究する権利と専門家として社会の負託に応える責務を害するものです。前市長による執筆対象期間の延長要求は、決められた編集方針を無視したものでした。

新修彦根市史の編纂大綱に示された「編集の視点」には、「学術的水準を保ちながら、平易な叙述を心がけ、市民にわかりやすい市民の市史をめざす」「広く市民の協力をえて、市民の視点と客観的見地からの市史とする」「人権尊重の視点を大切にする」等の文言があります。私たちは、大綱に基づき2009年12月の編集委員会で確定された原稿を基本とする現代史の刊行を、彦根市に求めるものです。

まず、私たちの以下の「アピール」をお読みください。そして今後の私たちの取り組みを注視し、様々な形でご支援いただければ幸いです。(高木和美)

★アピール文を広めて下さい。 www7.ocn.ne.jp/~wabi5516/

初めてお手紙を差し上げます。私たちは、滋賀県彦根市の自治体史である、『新修彦根市史』の第4巻通史編「現代」の執筆者グループです。すでに新聞報道などによってご承知かと思いますが、この度、通史編「現代」の発行中止が言い渡されるという事態が起きました。これは、市長の一存で強行されたという点でも、執筆過程への介入が繰り返されたという点でも、刊行を前提として結ばれた執筆契約を無視したという点でも、決して容認できる問題ではないと、私たちは考えております。この問題につき、広く学問研究活動に従事されている研究者の皆さま、歴史系諸学会はじめ学術組織の皆さまに、事の真相と私たちの考えをお伝えし、ご理解とご支援をお願い申しあげる次第です。

本年10月、彦根市当局は通史編「現代」の発行中止を私たちに通告し、全12巻(通史編・史料編等)のうち、通史編「現代」のみを残し、編さん事業の終結を強行しました。私たちは、約3年前に予定通り通史編「現代」の原稿を提出し、2010年2月には原稿は完成(3校目)しました。市は編さん室から副市長まで所定の検査手続きを済ませ、全700頁の印字原稿は印刷・発行するばかりとなり、同年3月末には私たちに執筆料も支払われました。

しかるに、当時のS市長はこの最終段階の2月、突如、執筆対象期間を延長し自己の施政期間を中心に加筆することを強く要望し、発行も1年延期するなど執筆・編集過程に対する強引な介入を行ってきました。私たちもこれに押し切られ、発行時期も、2010年3月から2011年3月に変更となりました。ところがS市長はこれだけでは満足しませんでした。その後要求はさらにエスカレートし、「新

聞史料を多用しすぎる」「視点が偏っている」「品格がない」「行政文書を中心に叙述すべきだ」など原稿内容のクレームにまで及びました。一部（自己の選挙戦の記述などへの不満）を除いては一般的・抽象的な「不満」としてしか示されず、研究者としての対応は困難でした。後にわかったことですが、S市長は原稿内容への「不満」を理由に、2010年6月に「政治判断」（市長の言葉です）で発行差し止めを編さん室関係者には命じていたそうです（私たちには知らされず）。私たちは、契約書にある補正を命じるのなら、文書で具体的に指示してほしいと何度も要求しましたが、一度も出ませんでした。

結局、「市史」を専ら「市の行政記録」と位置付けるS市長と、「編さん大綱」や「編集方針」に基づいて、何よりも「市民にとっての歴史」を学術的水準に立脚して取りまとめたいたいという私たちの間で対立がとけず、市史原稿は放置されたままとりました。

本年4月の市長選挙で初当選したO市長は私たちに一度も会うことなく、「総合的判断」と称して「現代」は発行せず編さん事業を打ち切ることを一方的に通告してきました。編さん委員会も編集委員会も正式に開かれず、本年10月末をもって両委員会は解散させられました。現市長は、「前市長が決めたことを覆すと政治問題になる」などという「政治的配慮」を最優先し、原稿内容についても、近江絹糸人権争議という現代彦根が経験した重要な史実に応分の位置づけを与えることまで「偏向」であると主張し、発行中止という暴挙を正当化しようとしています。これは、同争議の現代的意義を明らかにしてきた歴史学の成果を踏みにじるものでもあります。

市史問題の本質は、「首長による自治体史の私物化」にあります。思い返せば、歴代市長は市史編さん事業の「現代」に対して、「できるだけ直近まで書け」（前々市長N氏）、「執筆対象期間を1年延長せよ」（前市長S氏）、「生存者がいるから現代史は出さない」（現市長O氏）などと、編さん委員会や編集委員会の基本方針を無視し、自己の意向を押し付けようとしてきました。それらは結局、「自身と自身が担当した市政を顕彰せよ」という名誉欲のあらわれにほかなりません。

私たちは、これまで「学術的水準を保ち」、「市民の視点と客観的見地からの市史」や、「人権尊重の視点を大切にす」など、編さん大綱の視点を踏まえた市史づくりに励み、市の職員である編さん室の事務局員とは10数年にわたる緊密な共同作業を継続してきました。その成果として、すでに近代・現代の史料編第9巻が2005年刊行され、それらをもとに「現代」の原稿は完成したのです。社会福祉、女性、マイノリティなど現代的視点も重視し、彦根市における第2次大戦後から21世紀への本格的な実証的通史として自負するものです。

私たちは、出来ることなら穏便に話し合いで解決するよう努力してきましたが、問答無用で編さん事業を廃止し、私たちの原稿を無と化し、彦根市民の多額の税金を無駄にする市当局に対し、裁判に訴えざるを得なくなりました。私たちは、学問研究の自由を守り、長年の調査と歴史研究の成果を市民に届けるため、あくまでも市史原稿の刊行を彦根市に要求し、研究者としての社会的責任注を果たしたいと思います。

（注）2013年（平成25）1月25日の日本学術会議声明「科学者の行動規範」（改訂版、前文より）

「知的活動を担う科学者は、学問の自由の下に、特定の権威や組織の利害から独立して自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受すると共に、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する。」

研究者の皆さま、諸学会の皆さま、どうか以上のような彦根市史問題の性格と闘いの意義をご理解いただき、電子メールやニューズレター、学会誌などを通じて広く関係各方面に事の真相をお広めい

ただき、裁判闘争など私たちの闘いにご支援よろしくお願ひ申しあげます。

2013年11月15日

新修彦根市史・通史編「現代」執筆者グループ

上野 輝将 (元神戸女学院大学教授, 日本現代史)

岡田 知弘 (京都大学教授, 地域経済学)

小松 秀雄 (神戸女学院大学教授, 社会学)

三羽 光彦 (芦屋大学教授, 教育史・教育制度)

高木 和美 (岐阜大学教授, 社会福祉学)

野田 公夫 (京都大学名誉教授, 農史学)

.....
* 「現代」執筆者グループ代表 上野 輝将

住所：〒607-8006 京都市山科区安朱馬場の東町 51-1

(連絡先) 井戸謙一法律事務所

住所：〒522-0043 滋賀県彦根市小泉町 78-14 澤ビル 2階

アドレス：k-eni_d.o@shigaben.or.jp

TEL：0749-21-2460 / FAX：0749-21-2461



編集後記

安倍内閣による「戦争ができる国づくり」の策動が、「秘密保護法案」の提出であからさまになってきた。これは憲法改悪のための先取り以外の何物でもない。東京オリンピック開催決定で浮かっている場合ではない。悪政にだんまりを決め込んでいては知識人失格である。

さて今号は久しぶりに歴史に関する論文を、日本史が専門の長谷川裕子氏に「戦国の傭兵―戦場をわたりあるく伊賀・甲賀の人びと―」を書いていただいた。支部例会で話していただいた内容であるが、私はこの時はじめて「惣国一揆」という言葉を聞いた。「惣国一揆」という言葉は論文中に何度も出てくるが、この言葉はまだ一般的な名詞ではなく『広辞苑』や『日本国語大辞典』などを引いてもでてこない。『国史大辞典』にもこの項目はなく、「伊賀一揆」という項目のなかに伊賀惣国一揆や甲賀郡中惣という言葉が出ていることを知った。編集を担当していろいろな論文を読むと結構勉強になる。

「九条の会ふくい」の事務局長をしている屋敷紘美に書いてもらった「「人権」をオスティナート風に」では、恥ずかしながら「オスティナート」という言葉を知らなかったので、辞書

を引いてみた。これもまた大きな国語辞典にも出ていず、『ブリタニカ国際百科事典』を引いて音楽用語であることを知った。古美術が趣味で骨董用語には詳しいが、音楽に関する教養の全くない私に、おかげで手元にあった『標準音楽辞典』をひもとく機会を与えてくれた。もっとも後で確かめてみたら、「惣国一揆」も「オスティナート」もパソコンの検索で簡単にみつかった。便利な世の中になったもので、本が売れなくなったのもうなずける。

ゆきのした史料館代表の田島伸浩氏には、粟田栄ゆきのした文化協会事務局長の死亡によって急浮上した「ゆきのした史料館」移転問題に絡んで、これまで「ゆきのした史料館」の果たしてきた役割や存続運動の必要性について書いていただいた。ゆきのした文化協会は六十数年の歴史をもち、「ゆきのした史料館」は文学運動・平和運動・文化運動などの膨大な資料を保存している。「ゆきのした史料館」の存続は、財政問題もからむため、史料館の価値を大胆に市民に訴え大きな市民運動を起こさない限り不可能であろう。

私の連載「いま66年前の日本国憲法制定過程を振り返る」は今回で終わりである。若者向けに書いたが、ご批判をお願いしたい。

(高木秀男：fwnf2030@mb.infoweb.ne.jp)

福井の科学者	第121号	2013年12月17日発行
編集・発行	日本科学者会議福井支部 頒価500円	
連絡先	〒910-8507 福井市文京3-9-1 (郵送の場合) 福井大学大学院教育学研究科 (680円) 教職開発専攻(教職大学院) 森透 研究室気付 TEL/FAX 0776-27-8725 E-mail t-mori@u-fukui.ac.jp	

＝会員の著書紹介＝

書名 **畜産物と健康** —卵・牛乳・肉の生産から考える

著 者 加藤武市 発 行 科学堂
発行年月日 2005年6月 定 価 1500円

福井県医療生活協同組合

〒910-0026 福井市光陽2丁目18-15 TEL (0776) 27-2318
FAX (0776) 24-8290

光陽生協病院
TEL (0776) 24-5009

つるが生協診療所
TEL (0770) 21-0176

ショートステイきらら
TEL (0776) 21-8525

光陽生協歯科診療所
TEL (0776) 24-8784

光陽生協クリニック
TEL (0776) 24-3310

たけふ生協歯科診療所
TEL (0778) 22-5666

デイケアさんさん
TEL (0776) 24-5524

さかい生協歯科診療所
TEL (0776) 67-6333

光陽訪問看護ステーション
TEL (0776) 24-9996

つるが生協在宅総合センター「和」
TEL (0770) 25-4311

光陽ホームヘルパーステーション
TEL (0776) 24-9997

小規模多機能介護施設しんじょういこい
TEL (0776) 60-2110

光陽訪問看護ステーション居宅介護支援事業所
TEL (0776) 24-9990

総合企画印刷 広告・パンフレット・DM・雑誌・記念誌・機関誌
自費出版・会員名簿・会員管理・アンケート集計

(有)ワープロセンター HOPE

〒915-0847 福井県越前市東千福町21-4
TEL:(0778)24-1146 FAX:(0778)24-2339
e-mail:hope01@galaxy.ocn.ne.jp